

**第4次伊豆の国市
地域福祉計画
地域福祉活動計画**

令和5年3月

伊豆の国市

社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会

はじめに

近年、急速に進む少子高齢化や雇用形態・ライフスタイルの多様化などにより、家庭や職場、地域における人と人とのつながりや、共に助け合い支えあう意識が希薄になっています。8050問題やダブルケア、引きこもり、ヤングケアラーなど、地域の生活課題は複雑かつ多様化し、従来の公的福祉サービスや支援体制では解決困難な事案が増えています。



また、本市を襲った令和元年台風第19号をはじめ、熱海の土石流災害など大規模な災害が身近な地域でも発生し、行政だけでなく、地域全体で支え合う仕組みづくりが重要となっています。さらに、新型コロナウイルスが猛威を振るい、人と人との接触や行動が制限される中、「新しい生活様式」の浸透により、その体制づくりは今まで以上に困難が予想されます。

このような社会情勢の中、国では、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくため、地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、お互いの個性や多様性を尊重し認め合い、地域を共に創る「地域共生社会」の実現が求められています。

今回策定する「第4次伊豆の国市地域福祉計画」では、市民と行政・社会福祉協議会が、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、相互に連携しながら地域福祉を推進していくため、市社会福祉協議会が策定する「第4次伊豆の国市地域福祉活動計画」と一体的に策定することとしました。

基本理念である「市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに」をスローガンに、市民の皆様とこの計画を共有し、自助・互助・共助・公助の考え方に基づいて、それぞれの立場でそれぞれの役割を認識、発揮し、お互いの連携を深めながら、「地域共生社会」の実現に努めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様並びに関係団体の方々に、深く感謝申し上げます。

令和5年3月

伊豆の国市長 山下正行

地域福祉活動計画策定にあたって

平成30年3月に作成された第3次地域福祉活動計画より5年が経過しました。この間、日本を取り巻く社会経済状況は大きく変化しました。令和2年1月20日、日本で新型コロナウイルスによる感染が発表され、流行と小康状態を繰り返し現在第8波が収まりつつあります。この間、政府は国民への無料のワクチン接種を推進、国民の行動制限を含む感染予防対策を実施してきました。令和5年3月16日の感染者数は3,300万人を超え、死者は7万3,000人強となっています。



また昨年2月24日、突如ロシアがウクライナへの軍事進行を始め一年にならんとする戦争は未だ終わっていません。テレビ映像で住宅等がロシアのミサイルにより破壊され、肉親を奪われた人が呆然と立ち尽くす姿に胸が痛みます。

更にこの戦争によりエネルギー・穀物物価が高騰し、電気・ガス料金の値上げ、飼料代の価格が上昇したことによる乳製品やその他食料品の値上げは、コロナ禍による収入の減少と相まって一般庶民の生活を圧迫しています。本会におきましても大仁庁舎の生活支援課を窓口にして行っている生活困窮者自立相談、生活福祉資金の相談件数も多く、現在は貸付資金の返済猶予を申し入れる相談件数が増加している状況です。

その様な状況の中で策定された第4次地域福祉計画と社会福祉協議会が中心となって策定された第4次地域福祉活動計画は車の両輪であります。さらに両計画はSDGsの理念も取り入れられた新たな視点で作成されました。

この地域福祉活動計画が地域福祉の推進に活用されることを願っています。

結びに本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員の皆様方に深く感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人伊豆の国市社会福祉協議会

会長 河野真人

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画の背景・趣旨.....	1
第2節 計画の期間.....	2
第3節 計画の位置づけ.....	3
第4節 SDGsを踏まえた施策の推進.....	4
第2章 市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	5
第1節 人口や世帯の状況.....	5
第2節 子どもの状況.....	6
第3節 高齢者の状況.....	9
第4節 障がいのある人の状況.....	11
第5節 地域の状況.....	13
第6節 まちづくり市民アンケート調査の結果.....	15
第7節 地域福祉活動に関するアンケートの結果.....	25
第8節 第3次地域福祉計画指標に対する評価.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
第1節 計画の基本理念.....	37
第2節 計画の基本目標.....	37
第4章 具体的な取組み.....	41
基本目標1 地域で助け合う人を育てる.....	42
基本目標2 地域で助け合う仕組みをつくる.....	46
基本目標3 地域で安全安心に暮らせる環境をつくる.....	52
第5章 計画の推進に向けて.....	56
第1節 計画の推進体制.....	56
第2節 計画の進行管理.....	56
第6章 関連資料.....	57
1. 策定委員会委員名簿.....	57
2. 市内集いの場一覧(地区サロン、居場所、子ども食堂、体操教室など).....	58
3. 用語解説.....	61

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の背景・趣旨

近年、人口減少や少子高齢化の進行、雇用環境や価値観・ライフスタイルの多様化などを背景として、高齢者の孤独死や児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待、自殺問題、子どもの貧困問題など、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。いわゆる「8050問題」や引きこもり、ダブルケア、ヤングケアラーといった問題をはじめ、複雑で複合的な課題を抱える人の相談が増加しております。

こうした中、国においては制度・分野ごととの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、一人ひとりが「我が事」して捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで「地域共生社会」の実現を目指しています。

また、令和2年6月に改正された社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設され、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することが明記されています。

平成30年3月、本市においては「第3次地域福祉計画」を、市社会福祉協議会においては、「第3次地域福祉活動計画」をそれぞれ策定し、地域福祉の推進を図ってきました。この度、「第3次計画」の期間が満了することから、これまでの取り組みや評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、本市の地域福祉に関する理解や取り組みの方向性を示す総合的な福祉計画として、「第4次伊豆の国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

市民・団体・地域・行政等が、それぞれの役割を担いながら、お互いに力を合わせる協働の関係をつくり、住民や関係諸団体の活動、公的サービスなどを連携させ、

「自助」～住民一人ひとりの努力、セルフケア、

「互助」～地域での助け合い、ボランティア、

「共助」～住民どうしの相互扶助、

「公助」～公的な制度・支援、

に基づく「地域ぐるみの福祉」の推進を目指します。

第2節 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5ヵ年を計画期間とします。

また、社会情勢の変化に合わせて、適宜見直しを行います。

■計画期間

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
伊豆の国市 第3次 地域福祉計画 伊豆の国市 第3次 地域福祉活動計画 →									
				見直し	第4次伊豆の国市 地域福祉計画 地域福祉活動計画 →				
									見直し

第3節 計画の位置づけ

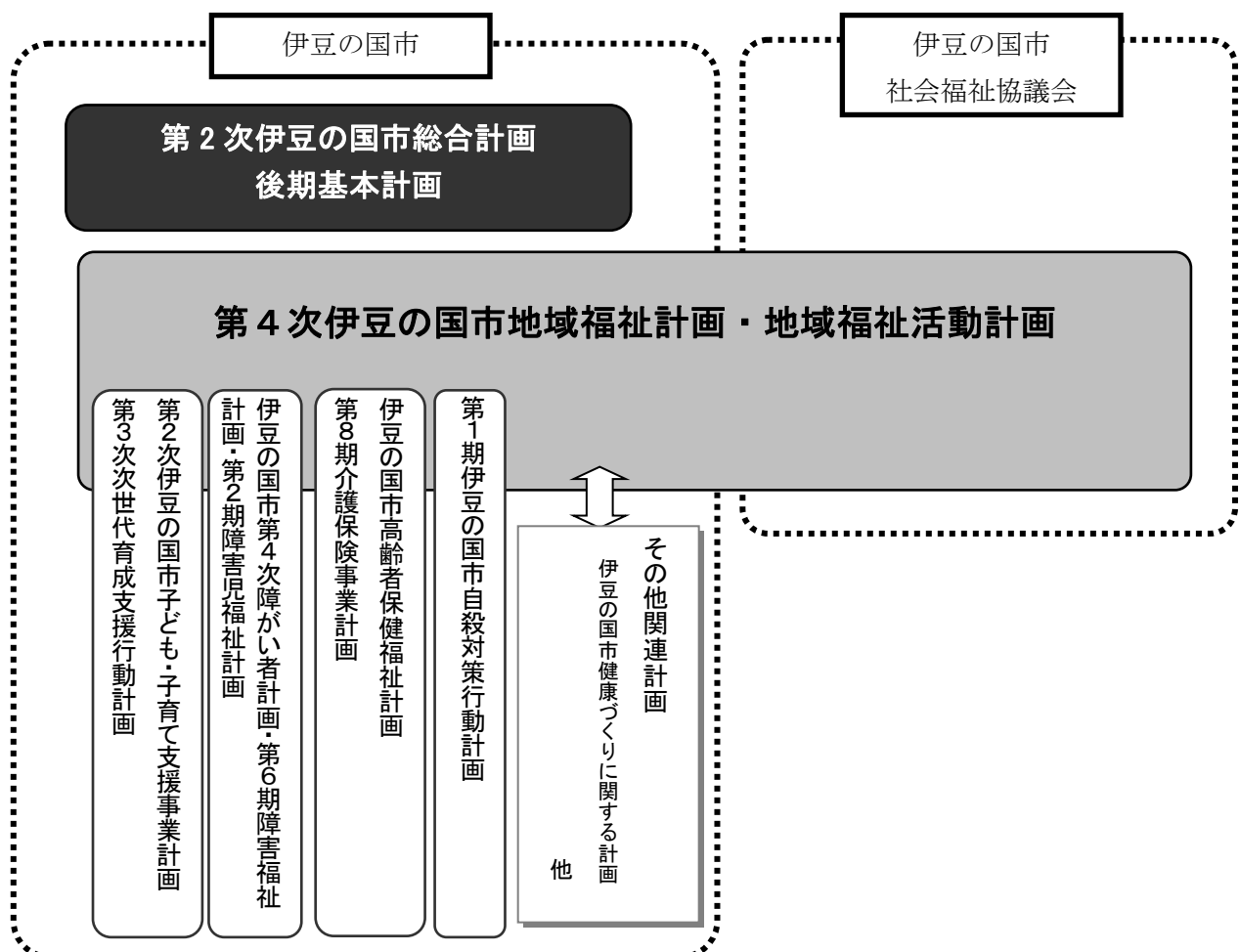
地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき、市町村が、地域の助け合いによる福祉である「地域福祉」を推進し、人と人とのつながりを基本とし、市民と行政、社会福祉協議会、福祉の専門職などの関係機関が一体となって、お互いを支えあう地域づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉協議会が、市民や民生委員児童委員をはじめとした地域福祉活動を行う者、医療・福祉に携わる専門職などと相互に協力して、地域福祉の推進を目指すために策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を推進させていくものです。このため、本計画では、行政計画である地域福祉計画と民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定します。

また、行政計画である地域福祉計画は、国・県の関連計画・指針等を考慮するとともに、第 2 次伊豆の国市総合計画後期基本計画を基盤として、市の福祉分野の個別計画と整合性を図るとともに、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画を含みます。

■関連計画との関係図



第4節 SDGsを踏まえた施策の推進

SDGsは、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範囲な課題に統合的に取り組むものであり、17の目標と、目標を達成するためのターゲット（具体目標）から構成されています。このSDGsを達成するための取り組みを、日本を含め各国で推進しており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

■SDGs 17の目標（ゴール）



■本計画における目標



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する



各国内及び各国間の不平等を是正する



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 市の地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 人口や世帯の状況

(1)人口・世帯数の推移

本市の総人口は、令和4年10月1日現在47,385人となっており、年々減少傾向にあります。世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たり人数は、平成30年に比べ令和4年は0.11ポイント減少しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人口（人）	48,893	48,575	48,138	47,641	47,385
世帯数（世帯）	21,188	21,284	21,326	21,394	21,542
1世帯当たり人数	2.31	2.28	2.26	2.23	2.20

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2)年齢階級別人口の推移

令和4年の人口は47,385人、高齢化率33.7%となっています。年少人口、生産年齢人口ともに減少しているのに対し、高齢人口は増加し高齢化が進んでいます。令和4年を平成30年と比較すると、65歳以上の高齢人口の割合は1.4ポイント増加、75歳以上の後期高齢者人口は2.4ポイント増加となっており、後期高齢者の増加率が高くなっています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
年少人口(0～14歳)	5,685人	5,543人	5,421人	5,236人	5,143人
	11.6%	11.4%	11.3%	11.0%	10.9%
生産年齢人口(15～64歳)	27,439人	27,140人	26,727人	26,342人	26,251人
	56.1%	55.9%	55.5%	55.3%	55.4%
高齢人口(65歳以上)	15,769人	15,892人	15,990人	16,063人	15,991人
	32.3%	32.7%	33.2%	33.7%	33.7%
再計：後期高齢者 (75歳以上)人口	7,674人	7,997人	8,144人	8,244人	8,587人
	15.7%	16.5%	16.9%	17.3%	18.1%
合計	48,893人	48,575人	48,138人	47,641人	47,385人

資料：住民基本台帳・外国人含む（各年10月1日現在）

第2節 子どもの状況

(1) 出生数の推移

出生数については、減少傾向となっています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出生数(人)	307	268	268	234	243

資料：伊豆の国市統計書より※外国人含む

(2) 保育認定園児数の推移

保育認定園児数について、平成 31 年 4 月に私立保育園 1 園が認定こども園に移行し、令和 3 年に私立小規模保育園 1 園が開園したため、令和元年の認定こども園が前年より 136 名増、令和 3 年の小規模保育人数は前年より 27 名増加しています。平成 30 年から令和 4 年にかけて、保育認定園児数は 59 名減少していますが、4 月 1 日現在の就学前児童数に対する割合では 7.3 ポイント増加しており、保育ニーズは高まっています。

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
公立(人)	361	356	342	330	307
私立(人)	350	232	218	250	248
内、小規模保育(人)	11	17	11	38	30
認定こども園(私立)	213	349	347	336	310
合計(人)	924	937	907	916	865
4/1 現在就学前児童数	2,084	1,992	1,874	1,737	1,677
就学前児童数に対する割合	44.3%	47.0%	48.4%	52.7%	51.6%

資料：伊豆の国市の教育（各年 5 月 1 日現在）他

(3) 教育認定児童数の推移

幼稚園児童数については、平成 30 年から令和 4 年にかけて、186 名減少しております。4 月 1 日現在の就学前児童に対する割合から見ても、4.7 ポイント減少しております。

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
公立(人)	455	423	376	335	329
認定こども園(私立)	91	72	50	30	31
合計	546	495	426	365	360
4/1 現在就学前児童数	2,084	1,992	1,874	1,737	1,677
就学前児童数に対する割合	26.2%	24.8%	22.7%	21.0%	21.5%

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）他

(4)伊豆の国市児童発達支援センターきららか利用者数の推移

児童発達支援センターきららかの利用者数については、年度により増減があります。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童発達支援	実人数(人)	24	22	21	31	25
	延人数(人)	265	239	251	331	288
放課後等 デイサービス	実人数(人)	28	31	26	—	—
	延人数(人)	239	305	184	—	—
保育所等訪問 支援	実人数(人)	4	5	4	3	2
	延人数(人)	15	20	32	24	13
親子療育教室	実人数(人)	41	37	34	31	48
	延人数(人)	61	50	47	49	71
巡回相談	実人数(人)	102	106	57	70	70
	延人数(人)	193	180	151	178	167

資料：障がい福祉課

(5)小・中学校の児童生徒数の推移

小・中学校の児童生徒数については、平成 30 年から令和 4 年にかけて、小学生、中学生ともに減少傾向となっています。

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学生(人)	2,339	2,281	2,331	2,288	2,290
中学生(人)	1,279	1,238	1,203	1,213	1,171

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

(6)学童保育(放課後児童クラブ)利用児童数の推移

小・中学校の児童生徒数は減少傾向ですが、学童保育（放課後児童クラブ）利用児童数については、増加傾向にあります。平成 30 年から令和 4 年にかけて、6 ポイント増加しています。

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学生(人)	361	411	456	469	491
小学生児童数 に占める割合	15.4%	18.0%	19.6%	20.5%	21.4%

資料：伊豆の国市の教育（各年 5 月 1 日現在）

(7)特別支援学校通学者の推移

令和3年4月、伊豆の国市特別支援学校が開校しました。このため、市外の特別支援学校の生徒数は減少しています。

学校名	小中区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
東 部 特 別 支 援 学 校	小学生(人)	5	11	10	7	7
	中学生(人)	4	4	7	3	2
沼 津 特 別 支 援 学 校	小学生(人)	15	17	18		
	中学生(人)	11	11	10		
伊 豆 の 国 特 別 支 援 学 校 (令和3年4月開校)	小学生(人)				20	22
	中学生(人)				7	7
そ の 他 の 特 別 支 援 学 校	小学生(人)	3	1	1	2	3
	中学生(人)	0	0	0	0	0

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(8)地域子育て支援センター、こども広場利用者数の推移

地域子育て支援センターは、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用者人数の制限を実施しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
すみれ(人)	10,320	9,042	5,553	1,137	1,145
たんぽぽ(人)	10,387	9,234	7,934	2,204	1,783
こども広場(人)	13,723	13,764	10,566	912	1,044
合計(人)	34,430	32,040	24,053	4,253	3,972

年間延べ利用人数

資料：福祉こども相談センター

第3節 高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移

平成30年から令和4年にかけて、高齢化率は31.9%から33.7%へと1.8ポイント上昇しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
65歳以上(人)	15,680	15,850	15,906	16,009	16,032
高齢化率(%)	31.9	32.6	32.9	33.5	33.7

資料：長寿介護課（各年4月1日現在）

(2) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯数については、特に高齢者単身世帯の伸びが大きくなっています。また、令和2年には、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の合計が、総世帯数の27.4%となり、平成22年と比較して、7.2ポイント上昇しています。

	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	18,715 世帯	18,642 世帯	19,051 世帯
高齢者単身世帯	1,755 世帯	2,187 世帯	2,586 世帯
	9.4%	11.7%	13.6%
高齢者夫婦世帯	2,031 世帯	2,411 世帯	2,631 世帯
	10.9%	12.9%	13.8%
高齢者同居世帯	4,676 世帯	4,896 世帯	4,765 世帯
	25.0%	26.3%	25.0%

※一般世帯に対する世帯割合

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) シニアクラブの状況

クラブ数及び加入者数ともに年々減少しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
クラブ数(クラブ)	34	31	31	31	29
加入者数(人)	2,274	2,012	1,959	1,833	1,682

※加入者がいないクラブはクラブ数に含めない

資料：生涯学習課（各年3月31日現在）

(4)要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は増加傾向にあります。令和4年10月末現在で2,580人、認定率は16.1%となっています。

	要支援(人)		要介護(人)					合計 (人)	認定率 (%)
	1	2	1	2	3	4	5		
平成30年(人)	346	373	413	335	297	335	195	2,294	14.5
令和元年(人)	328	395	453	315	307	358	198	2,354	14.8
令和2年(人)	295	423	458	354	320	365	248	2,463	15.4
令和3年(人)	311	408	451	387	356	388	235	2,536	15.8
令和4年(人)	328	443	447	386	369	366	241	2,580	16.1

資料：介護保険事業状況報告（各年10月31日現在）

第4節 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数（身体障がい）については、ほぼ横ばいとなっています。障がいの種類別については、内部障がいの手帳所持者が増えています。

		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
合 計(人)		1,633	1,656	1,625	1,647	1,632
年齢別 (人)	18歳未満	38	40	44	40	38
	18～64歳	448	438	421	428	421
	65歳以上	1,147	1,178	1,160	1,179	1,173
等級別 (人)	1級	644	656	537	648	634
	2級	255	257	290	262	257
	3級	230	229	279	226	238
	4級	343	354	356	357	352
	5級	82	78	87	79	80
	6級	79	82	76	75	71
種類別 (人)	視覚障がい	120	115	114	121	118
	聴覚障がい 平衡機能障がい	88	96	98	104	107
	音声・言語・そし やく機能障がい	22	22	21	26	25
	肢体不自由	883	866	827	835	813
	内部障がい	520	557	565	561	569

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(2)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数（知的障がい）については、令和4年は平成30年の124.8%となっており、増加傾向となっています。年齢別では、18歳未満の所持者が、令和4年は平成30年の174.2%となっており大きく増加しました。等級別では、B（中度）の方の人数が増加しています

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
合計(人)		375	400	427	453	468
年齢別 (人)	18歳未満	97	119	141	156	169
	18～64歳	249	252	256	264	268
	65歳以上	29	29	30	33	31
等級別 (人)	A(重度)	123	125	127	129	133
	B(中度)	252	275	300	324	335

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい）については、令和4年は平成30年の118.8%となっており、増加傾向となっています。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
合計(人)		229	244	212	221	272
等級別 (人)	1級	18	13	14	19	21
	2級	153	172	134	154	168
	3級	58	59	64	48	83

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(4)自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

自立支援医療(精神通院)受給者数については、令和4年は平成30年の117.9%となっており、増加傾向となっています。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
合計(人)		480	509	530	567	566

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

第5節 地域の状況

(1)生活保護の状況

生活保護の受給状況については、平成30年から令和4年にかけて、世帯数、人員ともに増加傾向となっています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
世帯数(世帯)	458	471	488	518	538
人員(人)	546	558	584	620	646

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

(2)相談支援の状況

令和3年度の相談件数は、平成29年度との比較で118.5%となっており、増加傾向にあります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者、障がい者相談(件)	5,811	4,174	3,881	4,739	6,184
児童相談(件)	2,539	3,179	3,572	4,102	3,731
女性相談(件)	575	472	610	690	658
計	8,925	7,825	8,063	9,531	10,573

資料：福祉こども相談センター

(3)生活困窮者自立支援の状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の関係で新規相談件数が急増しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規相談受付件数(総数)(件)	180	169	150	520	261
プラン作成件数(総数)(件)	5	10	5	9	23
住居確保給付金給付月数(月)	5	0	0	202	152
就労者数(一般就労延人数)	64	108	120	94	102

資料：社会福祉課

(4)ハローワーク三島管内有効求人倍率の状況

有効求人倍率は、平成30年から令和4年にかけて、ハローワーク三島管内、静岡県内ともに減少傾向にあります。

ハローワーク三島管内：三島市・伊豆の国市・伊豆市・熱海市・伊東市・函南町

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ハローワーク三島管内(件/人)	1.37	1.49	0.88	0.79	0.95
静岡県内(件/人)	1.60	1.54	1.12	0.99	1.22

資料：静岡労働局最近の雇用情勢（各年4月の数値）

(5)交通事故の発生状況

交通事故の発生件数、負傷者数ともに、減少傾向にあります。

(人身事故のみ)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
発生件数(件)	326	311	285	266	212
負傷者数(人)	447	414	357	349	268
死者数(人)	3	2	0	0	3

資料：静岡県警察本部「交通事故統計資料」

(6)刑法犯罪の発生状況

刑法犯罪発生件数については、令和3年は平成29年の57.4%になっており、減少傾向にあります。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
発生件数(件)	289	364	253	181	166

(各年12月31日現在)

出典：伊豆の国市市政報告書

第6節 まちづくり市民アンケート調査の結果

1. 調査の概要

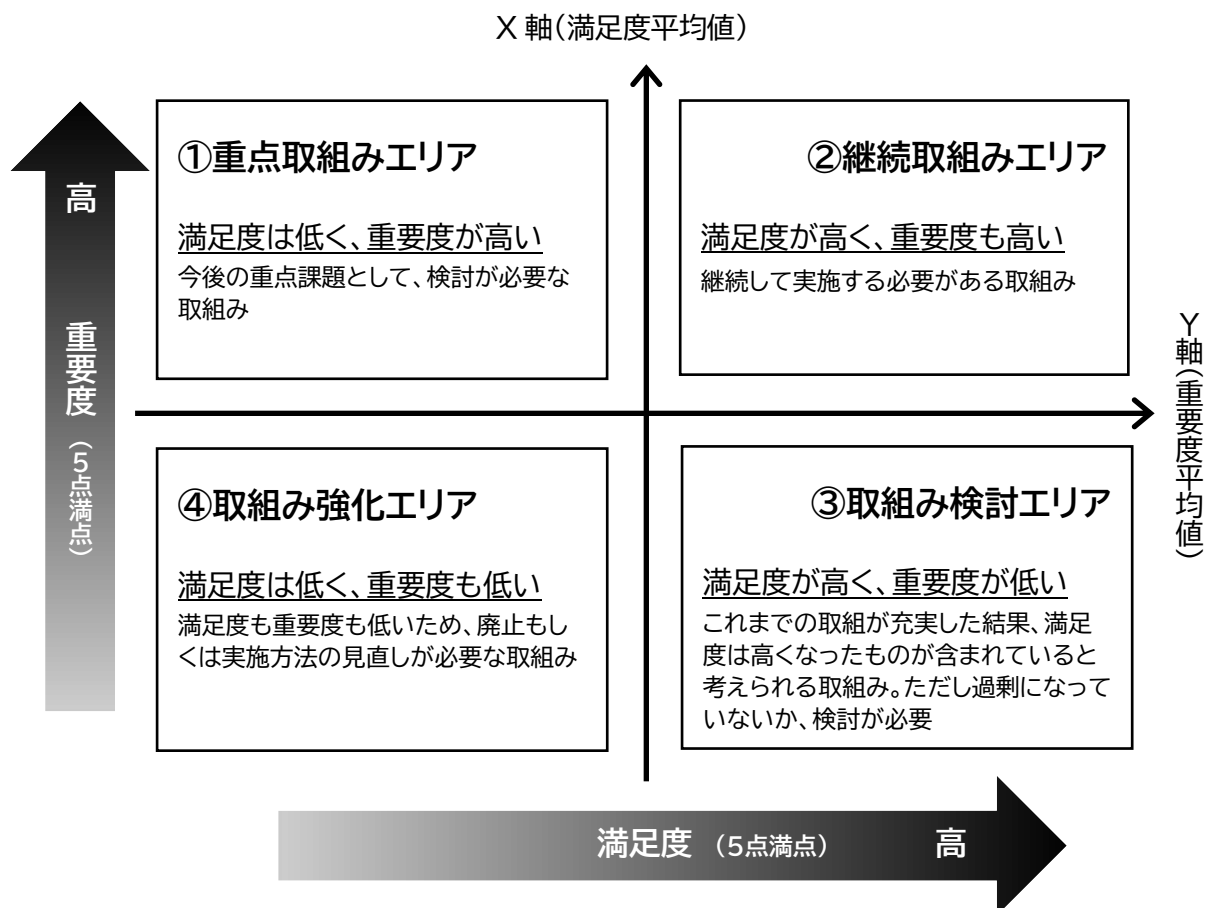
市では、第2次総合計画の進捗管理の一環として、また第3次総合計画策定の参考とするため、市の取組等に関し、市民の満足度や重要度を調査するアンケートを実施しました。

調査結果から福祉事業に関する項目を抽出し、ポートフォリオ分析により今後の施策等の優先順位を考えるための資料とします。

調査対象	伊豆の国市在住の18歳以上の男女1,500人(無作為抽出)		
調査期間	令和4年3月		
回収結果	配布数:1,500人	有効回収数:810人	有効回収率:54.0%

2. 調査結果(市の取組みへの満足度・重要度)

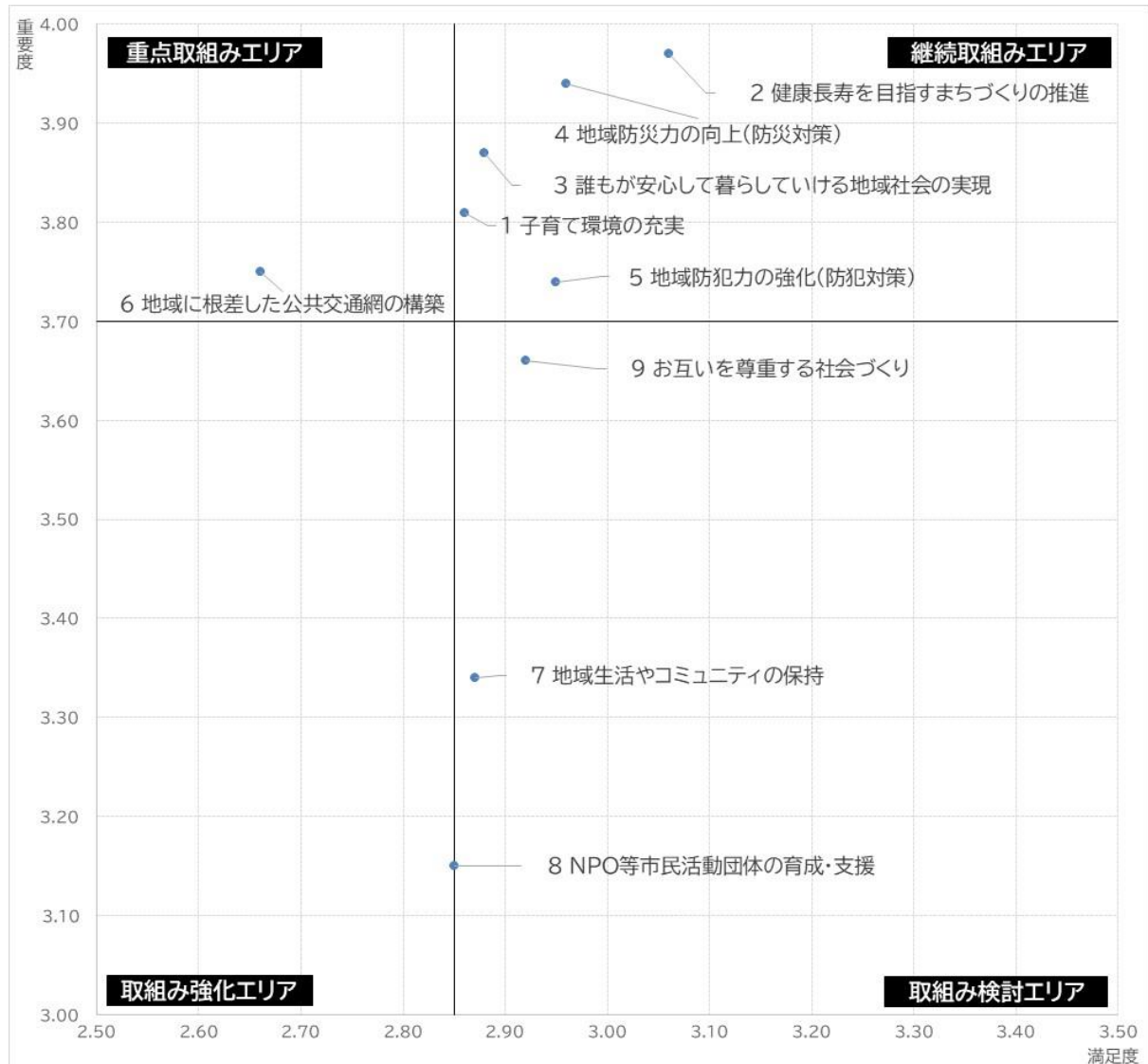
市の取組みへの満足度・重要度を、ポートフォリオ分析により以下の図のとおり整理します。「①重点取組みエリア」は、重要度が高いのにも関わらず、市民から満足されていない項目です。最優先して課題の改善に取り掛かる必要があります。「②継続取組みエリア」は、重要度も満足度も高い項目です。今後も満足度を下げないための努力を重ねることが重要です。「③取組み検討エリア」は、満足度は高いものの重要度にあまり起因していない項目です。差別化の要素にならないよう現状維持をしていきます。「④取組み強化エリア」は、満足度と重要度ともに低い項目です。



● 市の取組みへの満足度・重要度《ポートフォリオ分析》

地域福祉に関連する以下の取組みへの満足度と重要度をまとめました。【健康・福祉】分野、【安全で安心な暮らしを確保する】分野の各項目が満足度、重要度ともに高く、継続して実施する取組みとして評価されました。「地域に根差した公共交通網の構築」が重点取組みエリアに位置し、重点課題として挙げられました。

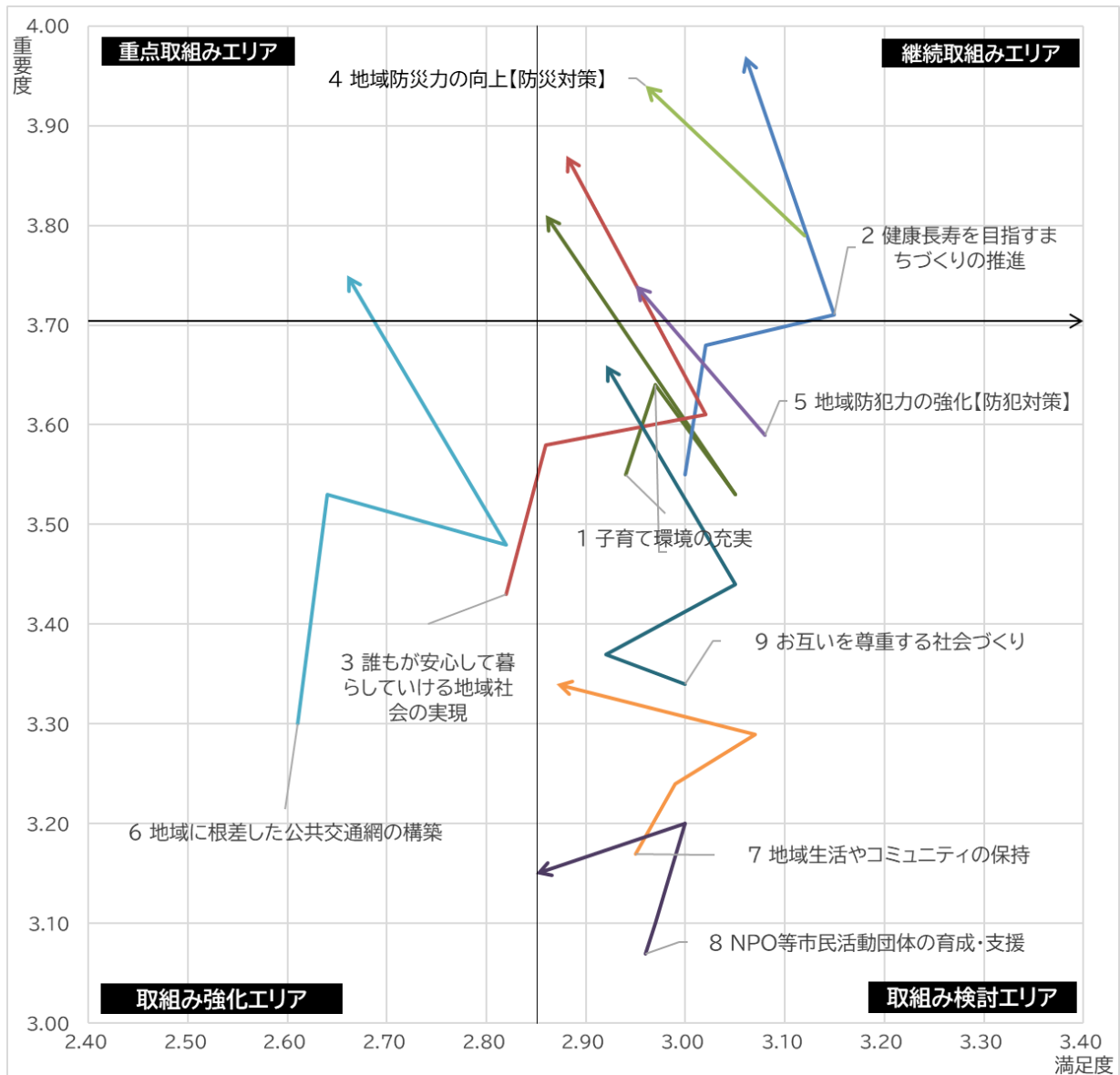
【健康・福祉】	1. 子育て環境の充実
	2. 健康長寿を目指すまちづくりの推進
	3. 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現
【安全で安心な暮らしを確保する】	4. 地域防災力の向上(防災対策)
	5. 地域防犯力の強化(防犯対策)
【都市基盤・生活環境】	6. 地域に根差した公共交通網の構築
【行財政運営・自助・共助・公助】	7. 地域社会やコミュニティの保持
	8. NPO等市民活動団体の育成・支援
	9. お互いを尊重する社会づくり



● 経年変化(平成30年度～令和4年度)

各項目のエリアの推移をみると、「1 子育て環境の充実」、「2 健康長寿を目指すまちづくりの推進」、「3 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現」は令和2年度から令和4年度にかけて【継続取組みエリア】に向かって推移しています。「4 地域防災力の向上【防災対策】」、「5 地域防犯力の強化【防犯対策】」の重要度は令和4年度に上昇していますが、満足度は下降しています。エリアの推移をみると、「4 地域防災力の向上【防災対策】」は令和2年度以降【継続取組みエリア】に属しており、「5 地域防犯力の強化【防犯対策】」は、【取組み検討エリア】から【継続取組みエリア】に推移しています。

「6 地域に根差した公共交通網の構築」は【重点取組みエリア】に推移し、「7 地域生活やコミュニティの保持」、「8 NPO等市民活動団体の育成・支援」、「9 お互いを尊重する社会づくり」はともに満足度は下降し、【取組み検討エリア】の中で推移しています。

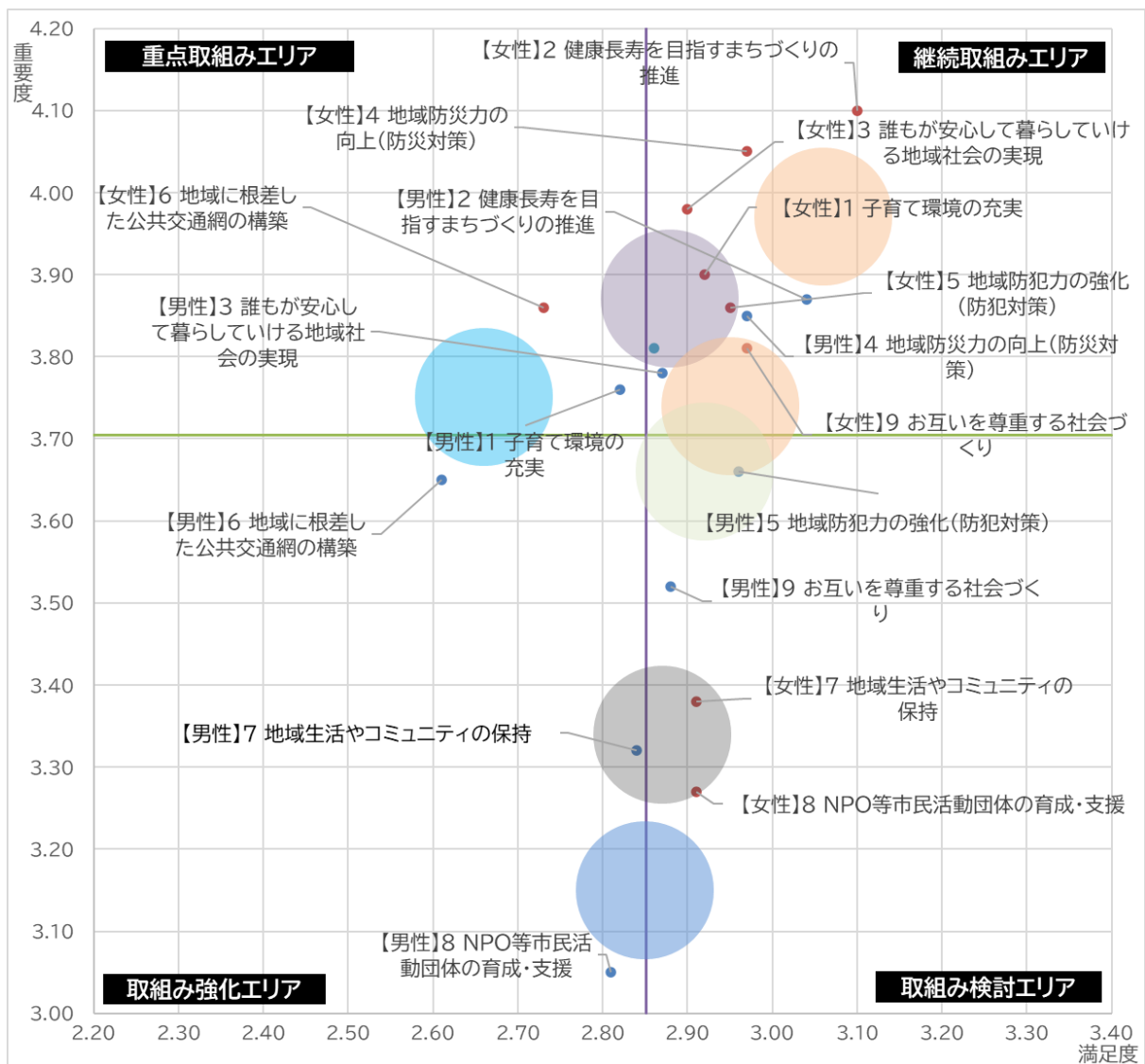


● 性別クロス

【健康・福祉】分野の各項目では、重要度、満足度に男女でばらつきがみられ、特に重要度は女性のほうが高くなっています。

【安心で安全な暮らしを確保する】分野の重要度も男女でばらつきがみられ、どちらも女性が男性を上回り、項目別平均値±0.1の範囲から外れています。特に男性の「5 地域防犯力の強化（防犯対策）」は【取組み検討エリア】に属しています。「6 地域に根差した公共交通網の構築」では重要度に男女の差がみられ、ともに項目別平均値±0.1の範囲から外れています。男性は【取組み強化エリア】に属していますが、女性は【重点取組みエリア】に属しています。

【行財政運営・自助・共助・公助】分野の満足度はあまり差が見られないものの、重要度においてはばらつきがみられます。最も重要度が低いのは男性の「8 NPO等市民活動団体の育成・支援」です。また、「8 NPO等市民活動団体の育成・支援」、「9 お互いを尊重する社会づくり」においては、女性の重要度が男性の重要度を大きく上回っていることがわかります。

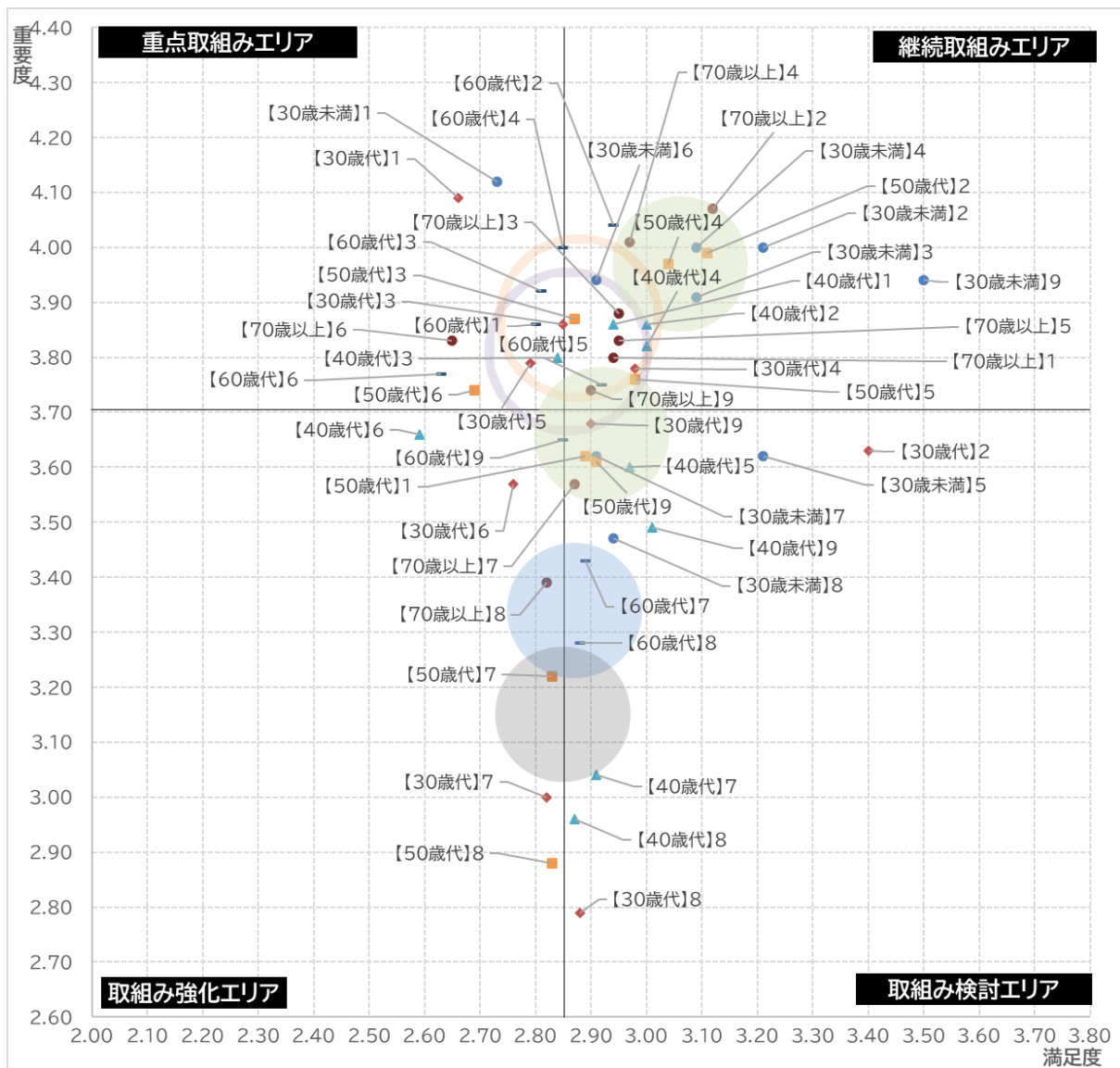


● 年齢別クロス

【健康・福祉】分野では、「1 子育て環境の充実」が30歳までは【重点取り組みエリア】に属しており、40代以上は重要度が下がり満足度は高くなっています。「2 健康長寿を目指すまちづくりの推進」の満足度が、40歳代と60歳代以外の年齢で高くなっています。

【安心で安全な暮らしを確保する】分野は、「4 地域防災力の向上（防災対策）」、「5 地域防犯力の強化（防犯対策）」の多くの年齢層で、重要度、満足度がそれぞれ高く、【継続取り組みエリア】に属しています。一方、30歳代の「5 地域防犯力の強化（防犯対策）」は【重点取り組みエリア】に属し、同じく30歳未満の「5 地域防犯力の強化（防犯対策）」は【取り組み検討エリア】に属しています。

【行財政運営・自助・共助・公助】分野では、30歳未満の「9 お互いを尊重する社会づくり」の満足度が他の項目と比べて、最も高くなっています。一方、30歳代の「8 NPO等市民活動団体の育成・支援」の重要度は他の項目と比べて、最も低くなっています。

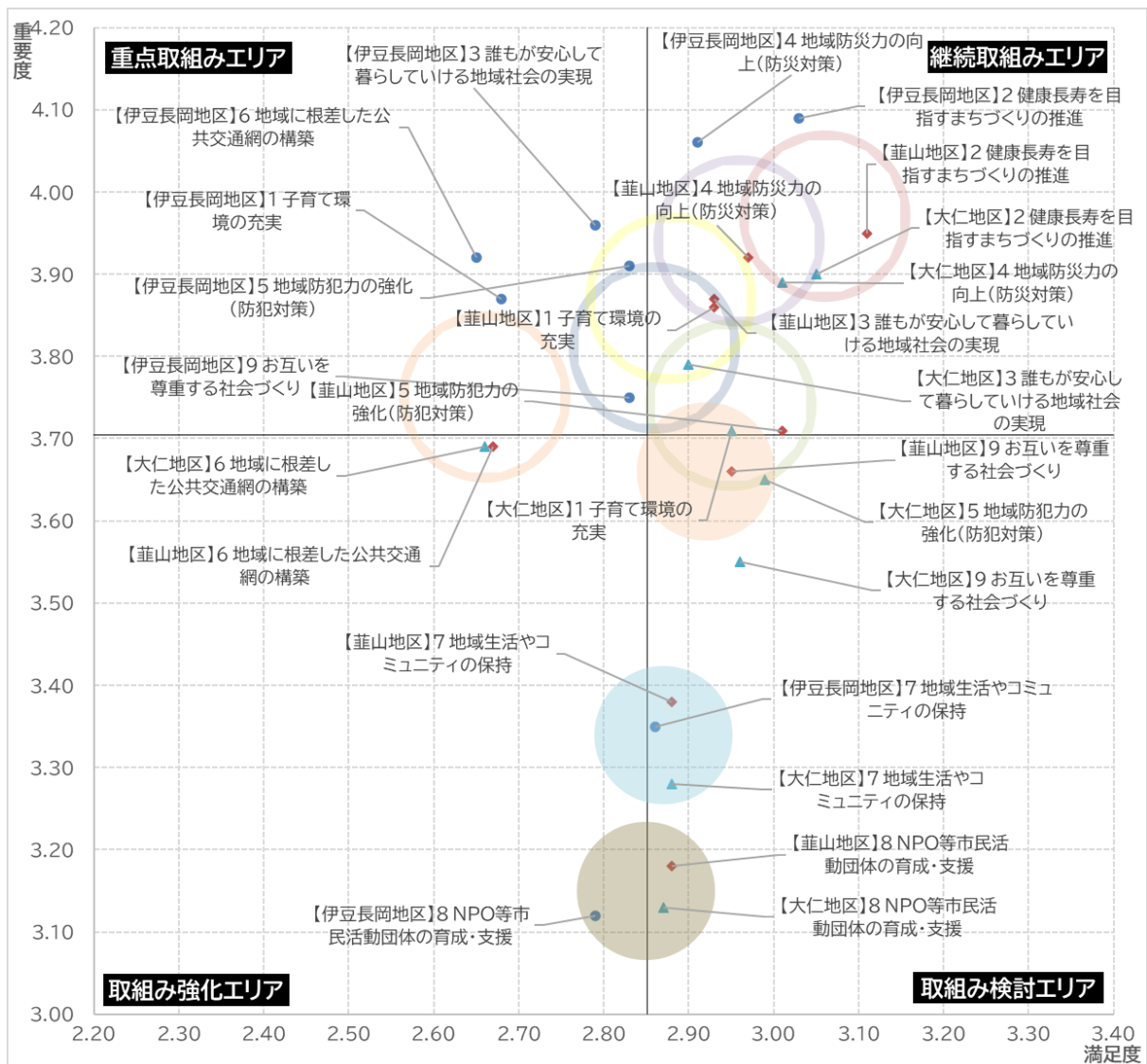


● 地区別クロス

【健康・福祉】分野は、多くの地区で【継続取組みエリア】、【重点取組みエリア】に属しています。「1 子育て環境の充実」の伊豆長岡地区は他地区と比して満足度が低く、大仁地区の重要度は他地区よりも低くなっています。

【安全で安心な暮らしを確保する】分野は、「4 地域防災力の向上（防災対策）」、「5 地域防犯力の強化（防犯対策）」において、ほとんどの地区で重要度、満足度が高くなっています。一方、伊豆長岡地区の「5 地域防犯力の強化（防犯対策）」は、満足度が他の項目と比べて低く、項目別平均値±0.1の範囲から外れています。

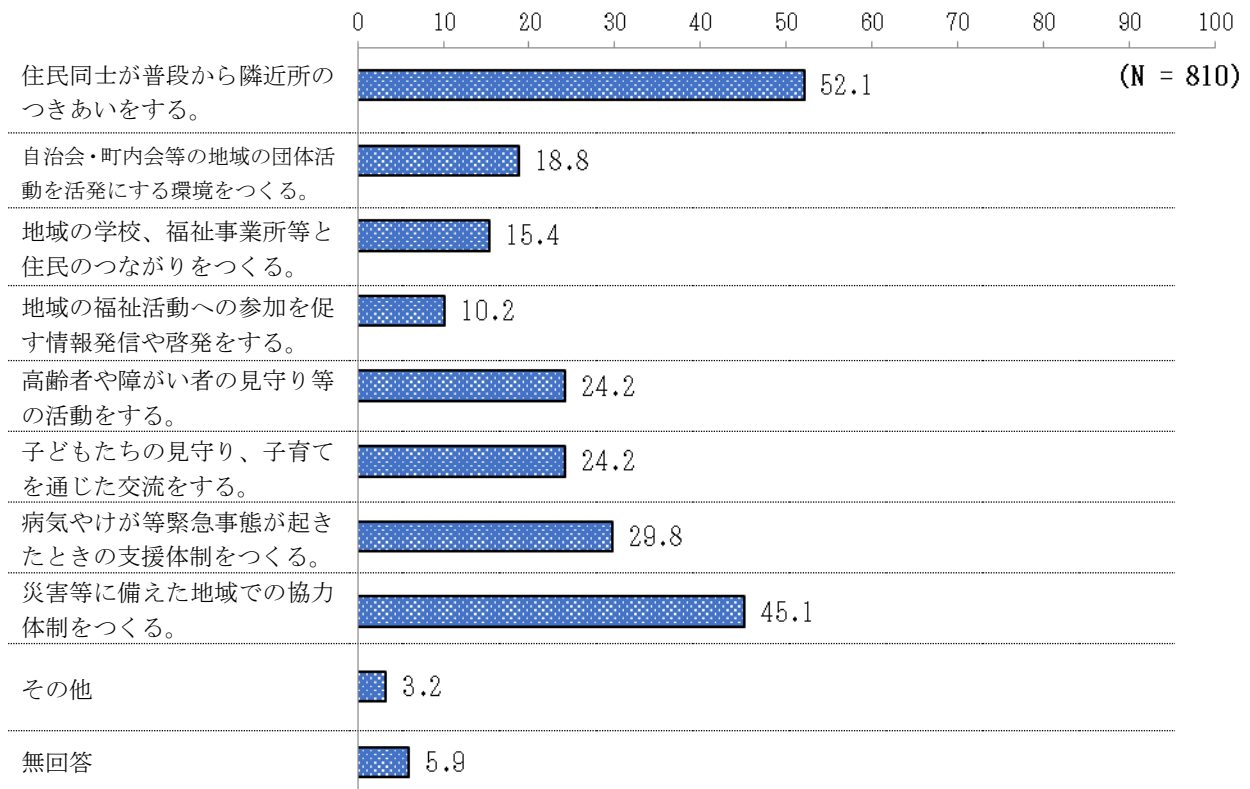
「6 地域に根差した公共交通網の構築」は、全地区重要度が高く、満足度が低いが、特に伊豆長岡地区の重要度が高くなっています。【行財政運営・自助・共助・公助】分野は、項目によって重要度にばらつきがみられます。重要度が低い項目は、「8 NPO等市民活動団体の育成・支援」であり、葦山地区、大仁地区は【取組み検討エリア】に、伊豆長岡地区は【取組み強化エリア】に属しています。



3. その他の取組についての調査結果

設問 1	<p>地域に住む人同士が助け合い、支えあえる地域をつくるには、地域としてどのようなことに取り組む必要があると思いますか。 (〇は3つまで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民同士が普段から隣近所のつきあいをする 2 自治会・町内会等の地域の団体活動を活発にする環境をつくる 3 地域の学校、福祉事業所等と住民のつながりをつくる 4 地域の福祉活動への参加を促す情報発信や啓発をする 5 高齢者や障がい者の見守り等の活動をする 6 子どもたちの見守り、子育てを通じた交流をする 7 病気やけが等緊急事態が起きたときの支援体制をつくる 8 災害等に備えた地域での協力体制をつくる 9 その他()
------	---	---

全体	住民同士が普段から隣近所のつきあいをする	自治会・町内会等の地域の団体活動を活発にする環境をつくる	地域の学校、福祉事業所等と住民のつながりをつくる	地域の福祉活動への参加を促す情報発信や啓発をする	高齢者や障がい者の見守り等の活動をする	子どもたちの見守り、子育てを通じた交流をする	病気やけが等緊急事態が起きたときの支援体制をつくる	災害等に備えた地域での協力体制をつくる	その他	無回答
810 100.0	422 52.1	152 18.8	125 15.4	83 10.2	196 24.2	196 24.2	241 29.8	365 45.1	26 3.2	48 5.9

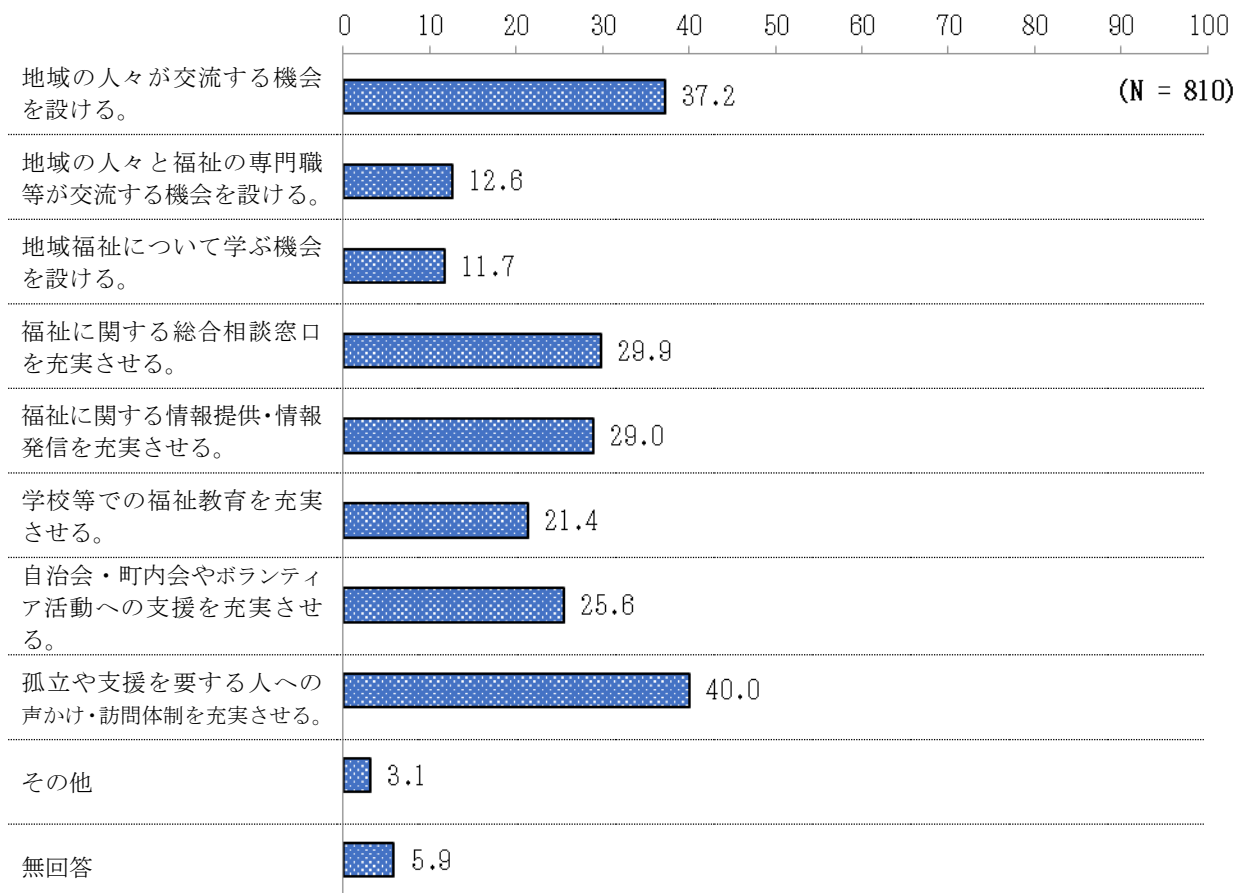


設問 2

地域に住む人同士が助け合い、支えあえる地域をつくるには、市では、どのような支援を行う必要があると思いますか。
(〇は3つまで)

- 1 地域の人々が交流する機会を設ける
- 2 地域の人々と福祉の専門職等が交流する機会を設ける
- 3 地域福祉について学ぶ機会を設ける
- 4 福祉に関する総合相談窓口を充実させる
- 5 福祉に関する情報提供・情報発信を充実させる
- 6 学校等での福祉教育を充実させる
- 7 自治会・町内会やボランティア活動への支援を充実させる
- 8 孤立や支援を要する人への声かけ・訪問体制を充実させる
- 9 その他()

全 体	地域の人々が交流する機会を設ける	地域の人々と福祉の専門職等が交流する機会を設ける	地域福祉について学ぶ機会を設ける	福祉に関する総合相談窓口を充実させる	福祉に関する情報提供・情報発信を充実させる	学校等での福祉教育を充実させる	自治会・町内会やボランティア活動への支援を充実させる	孤立や支援を要する人への声かけ・訪問体制を充実させる	その他	無回答
810 100.0	301 37.2	102 12.6	95 11.7	242 29.9	235 29.0	173 21.4	207 25.6	324 40.0	25 3.1	48 5.9

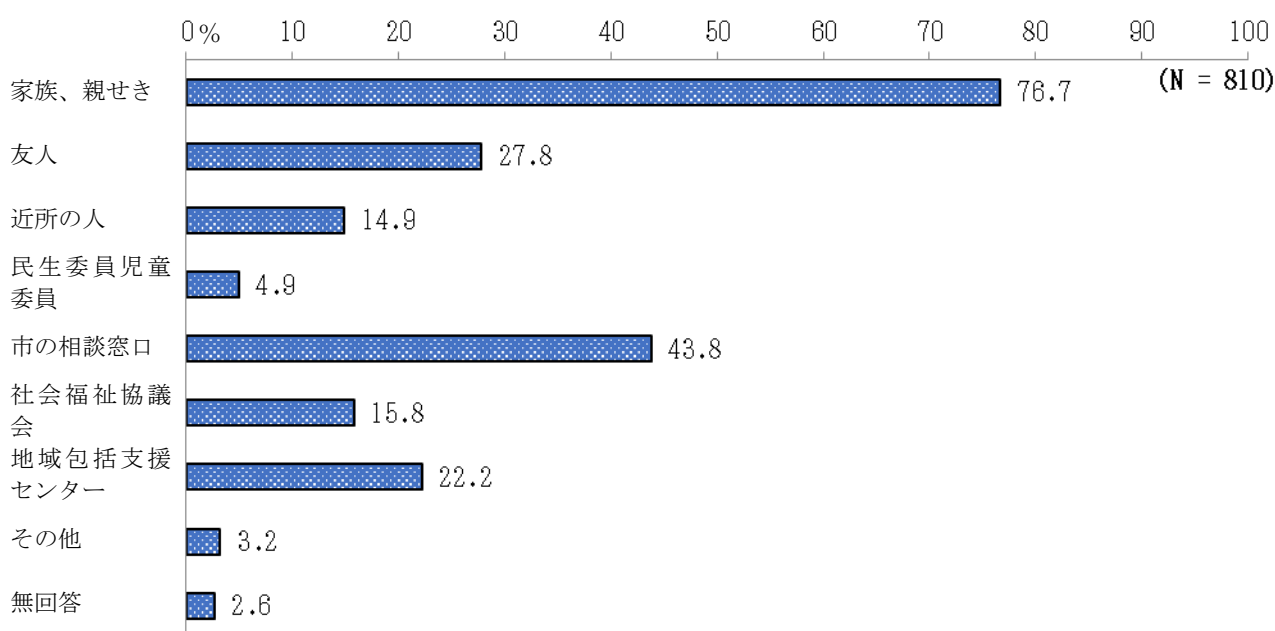


設問3

日常生活の中で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき誰(どこ)に相談しますか。
(〇は3つまで)

- | | |
|--------------|------------|
| 1 家族、親せき | 2 友人 |
| 3 近所の人 | 4 民生委員児童委員 |
| 5 市の相談窓口 | 6 社会福祉協議会 |
| 7 地域包括支援センター | |
| 8 その他() | |

全体	家族、親せき	友人	近所の人	民生委員児童委員	市の相談窓口	社会福祉協議会	地域包括支援センター	その他	無回答
810	621	225	121	40	355	128	180	26	21
100.0	76.7	27.8	14.9	4.9	43.8	15.8	22.2	3.2	2.6

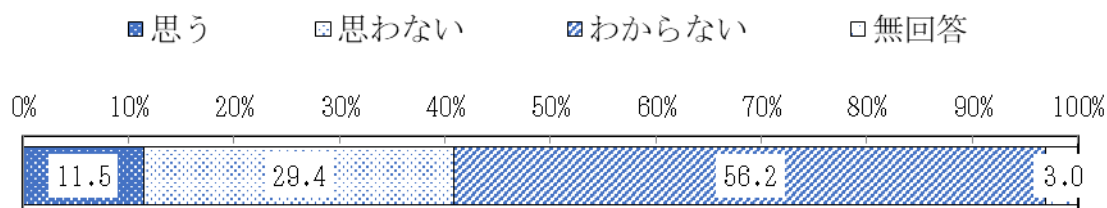


設問4

伊豆の国市において、障がいのある人への偏見や差別、配慮のなさがあると思いますか。

- | |
|---------|
| 1 思う |
| 2 思わない |
| 3 わからない |

全体	思う	思わない	わからない	無回答
810	93	238	455	24
100.0	11.5	29.4	56.2	3.0



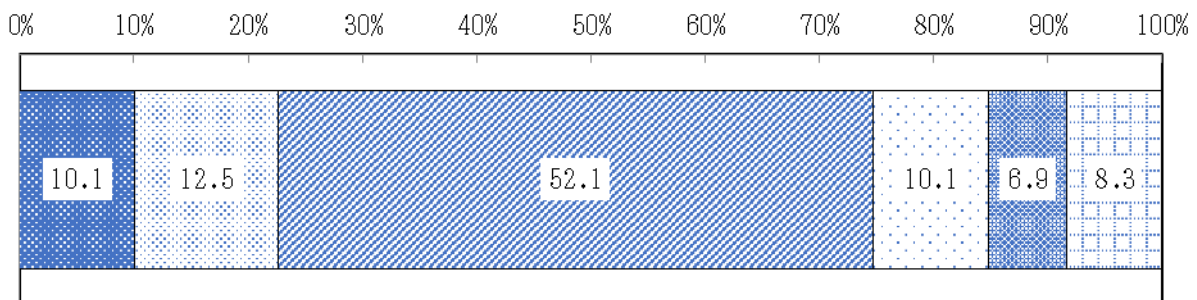
設問 5

自殺を予防するためには、どのような取組が一番効果があると思いますか。
(〇は1つ)

- 1 自殺の危険性を示すサインを発している人に気付ける人を育成する。
- 2 悩んでいる人の相談に乗ることができる人を育成する。
- 3 悩んでいる人が気軽に相談できる窓口を充実させる。
- 4 一人一人が様々な困難やストレスに対して、適切なSOSが出せる能力を身につける。
- 5 その他()

全 体	自殺の危険性を示すサインを発している人に気付ける人を育成する	悩んでいる人の相談に乗ることができる人を育成する	悩んでいる人が気軽に相談できる窓口を充実させる	一人一人が様々な困難やストレスに対して、適切なSOSが出せる能力を身につける	その他	無回答
810 100.0	82 10.1	101 12.5	422 52.1	82 10.1	56 6.9	67 8.3

- 自殺の危険性を示すサインを発している人に気付ける人を育成する。
- 悩んでいる人の相談に乗ることができる人を育成する。
- 悩んでいる人が気軽に相談できる窓口を充実させる。
- 一人一人が様々な困難やストレスに対して、適切なSOSが出せる能力を身につける。
- その他
- 無回答



第7節 地域福祉活動に関するアンケートの結果

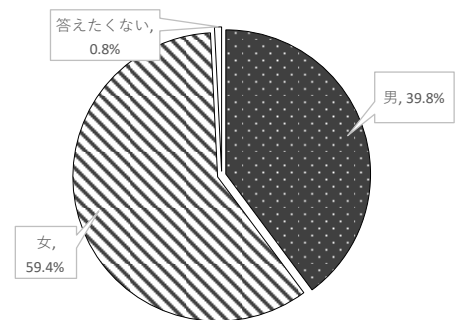
調査対象	伊豆の国市の地域福祉活動に関わっている活動者(個人・団体)	
調査期間	令和4年7月～8月	
回収結果	配付数:615名・7団体 計622件	回収数:379名・5団体 計384件
	回収率:61.7%	

アンケート回答者の属性について

【性別】

	選択項目	回答数	割合
1	男	151人	39.8%
2	女	225人	59.4%
3	答えたくない	3人	0.8%
	合計	379人	100.0%

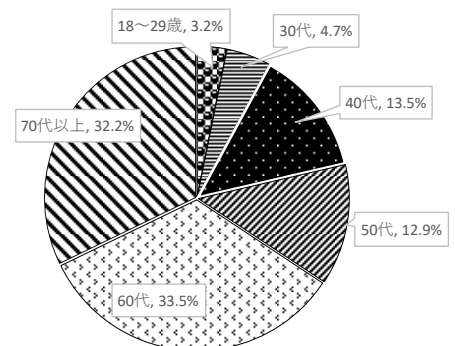
- ・回答者のうち女性の割合が多い、男性の約1.5倍。



【年齢】

	選択項目	回答数	割合
1	18歳未満	0人	0.0%
2	18～29歳	12人	3.2%
3	30代	18人	4.7%
4	40代	51人	13.5%
5	50代	49人	12.9%
6	60代	127人	33.5%
7	70代以上	122人	32.2%
	合計	379人	100.0%

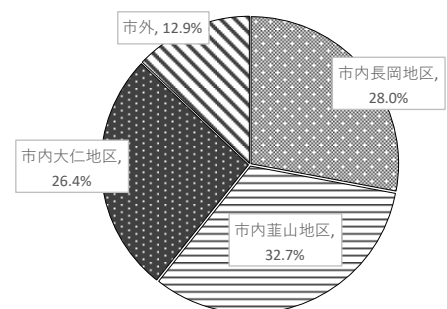
- ・回答者のうち60代以上の割合が多い、全体の65.7%。
- ・子育て中の世代(18歳～40代)は21.4%、50代以上の割合は78.6%。



【居住地】

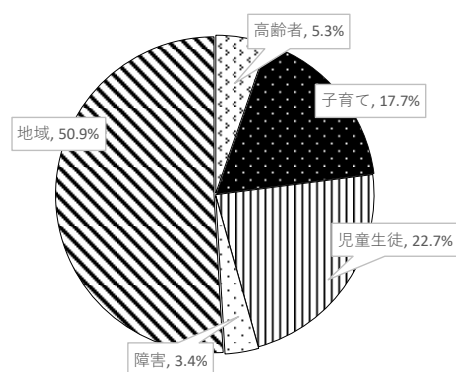
	選択項目	回答数	割合
1	市内長岡地区	106人	28.0%
2	市内韮山地区	124人	32.7%
3	市内大仁地区	100人	26.4%
4	市外	49人	12.9%
	合計	379人	100.0%

- ・市内3地区の割合は韮山地区が若干多い。
- ・市外に居住し、伊豆の国市の福祉に関わっている方が約13%。



【所属している団体等】

	区分	回答数	割合
1	高齢者に関わる団体	20	5.3%
	シニアクラブ(12, 3.2%)、居宅介護支援専門員連絡協議会(8, 2.1%)		
2	子育て世代に関わる団体	67	17.7%
	こども食堂利用者(8, 2.1%)、結バンク利用者(15, 4.0%)、主任児童委員(5, 1.3%)、公立幼稚園・保育園教諭(31, 8.2%)、ファミリーサポーター会員(8, 2.1%)		
3	児童、生徒に関わる団体	86	22.7%
	小中学校教諭(23, 6.1%)、学童保育指導員(63, 16.6%)		
4	障がい者に関わる団体	13	3.4%
	障がい者団体会員(6, 1.6%)、障害者相談支援事業所部会(7, 1.8%)		
5	地域福祉に関わる団体	193	50.9%
	区長(44, 11.6%)、民生委員児童委員(91, 24.0%)、ボランティア連絡会登録団体(21, 5.5%)、赤十字奉仕団(8, 2.1%)、サロン・居場所運営ボランティア(29, 7.7%)		
	合計	379	100.0%



※上記団体等以外に地域包括支援センター、地域子育て支援センター、こども広場は記述アンケートに協力いただいた。

アンケート調査設問

以下の設問について教えてください。該当する番号に○を、または記入して下さい

1 あなたの関係する組織・団体等での課題は何ですか？(いくつでも)

回答数	割合	選択項目
167	20.0%	新規メンバーの加入が少ない
132	15.8%	役員のなり手がいない
69	8.3%	活動内容がマンネリ化している
62	7.4%	他のグループ・団体と交流する機会が乏しい
59	7.1%	メンバーに世代や男女の偏りがある
46	5.5%	メンバーが仕事などで忙しく活動できにくい
46	5.5%	特に課題を感じていない
43	5.2%	活動に関する情報が不足している
40	4.8%	特にグループや団体に所属していない
36	4.3%	活動メンバーの専門性が不足している
35	4.2%	ニーズ(必要とする事)とマッチした活動が出来ていないように思う
24	2.9%	活動資金が不足している
20	2.4%	活動についての相談先が無い
14	1.7%	活動情報の発信の場が無い、方法等がわからない
6	0.7%	会議や活動場所の確保に苦勞する
34	4.1%	その他(記載して下さい)
833	100.0%	

その他記載事項（抜粋）

- ・コロナ禍では対象人数の多い地区は密になるのでサロンを開催できない。（民生委員児童委員）
- ・ケアマネジャーさん、ヘルパーさん方との情報交換をしたい。（民生委員児童委員）
- ・各地域でそれぞれの特性があると思いますが長岡地区では参加希望者の具体的な目的がハッキリしているケースが多く、単に「世間話」「交流の場」としての居場所では人が集りません。（サロン・居場所ボランティア）
- ・シャギリの練習に参加する子どもが少なくなった。（区長）
- ・共通の生活課題があるにも関わらずつながろうとしない。いろいろな法整備や計画は進んでいくが現状は変わらない。特に障がいのある方々は社会から突き放されている。しつけや教育の在り方にも問題があるのだろうか。「心こそ大切なれ」と叫びたいんだが…。（障がい者団体、障がい者支援団体）

アンケート集計から

- ・課題で一番多かったのは「新規メンバーの加入が少ない（20%）」。
⇒一緒に活動する仲間を求めている。
- ・次に課題と感じているのは「役員のなり手がいない(15.8%)」、「活動内容のマンネリ化(8.3%)」。年齢が高い方がその傾向は高く、「役員のなり手がいない」は40代以下6.1%に対して50代以上は16.9%が、「活動内容のマンネリ化」は40代以下6.1%に対して50代以上は8.5%が課題と感じている。
- ・「活動資金不足（2.9%）」、「活動場所の確保（0.7%）」の割合は高くは無い。
⇒人・もの・カネ・情報のうち、人・情報（情報発信も含む）を課題と感じている割合が高い。

2 支援が不足していると思う対象者はありますか？(いくつでも)

回答数	割合	選択項目
126	12.7%	一人暮らし高齢者
109	11.0%	高齢者のみ世帯
101	10.2%	高齢者や障がい児・者を介護している方
84	8.5%	ヤングケアラー
65	6.6%	障がい児・者
62	6.3%	認知症高齢者
59	6.0%	避難行動要支援者（災害時要援護者）
53	5.4%	引きこもりの方（成人）
50	5.1%	ひとり親家庭
49	4.9%	子育て中の家庭
44	4.4%	引きこもり・不登校の方（子ども）
41	4.1%	なし
40	4.0%	低所得世帯
36	3.6%	幼児、小学生
24	2.4%	中学生、高校生
18	1.8%	外国人
29	2.9%	その他（記載して下さい）
990	100.0%	

その他記載事項（抜粋）

- ・実態が見えないので何も言えない。どう実態をつかむかが課題では？行政からの支援があっても申請しなければ放置されてしまう。上記には施設入所者が含まれていないが、衣食住だけでは不足している支援がある。人としての豊かな生活は難しい。（ボランティア団体連絡会登録団体）
- ・障がい者がいますが避難先まで果たしてたどり着くことが出来るか心配です。ペットがいますが一緒に避難できるか分かりません。両方ともに情報が欲しいです。（ボランティア連絡会登録団体）
- ・親が話してくれない。不登校の方がいてもわからない（民生委員児童委員）
- ・余計な支援は迷惑がられることがある（民生委員児童委員）
- ・認知症高齢者，自分たちが関わる団体以外の人たちで支援を必要とする人の情報の入手が難しい。理由は社会的活動が少ない地域と思われる。（サロン・居場所ボランティア）

アンケート集計から

- ・「一人暮らし高齢者」「高齢者のみ世帯」「高齢者や障がい児・者を介護している方」「認知症高齢者」への支援が不足していると思う割合が高く、次いで「ヤングケアラー（8.5%）」への支援不足を感じている人が多い。
- ・しかし40代以下では「一人暮らし高齢者（6.2%）」、「高齢者のみ世帯（4.3%）」に対して支援が不足していると思う割合は低く、「ひとり親家庭（8.6%）」、「引きこもり・不登校の方（子ども）（8.1%）」が高かった。
- ・子どもに関する割合（「引きこもり・不登校」「幼児、小学生」「中学生、高校生」「子育て中の家庭」）の合計は15.5%。ひとり親家庭の割合を足すと20%を超える割合。
⇒子どもに関する支援が必要だと思う人の割合は少なくないと考えられる。

3 これまでに連携(組織同士と一緒に活動)や参加したことのある組織・団体はありますか？所属している団体以外でお答えください(いくつでも)。

回答数	割合	選択項目
119	10.9%	伊豆の国市社会福祉協議会
117	10.8%	区組織（自主防災会 含む）
111	10.2%	学校、保育園、幼稚園、こども園
95	8.7%	民生委員・児童委員協議会、主任児童委員
95	8.7%	伊豆の国市
90	8.3%	地域包括支援センター
79	7.3%	サロンや居場所
59	5.4%	シニアクラブ
59	5.4%	ボランティアグループやNPO 団体
65	6.0%	特に連携したことは無い
46	4.2%	介護保険事業所（ホームヘルパー、ケアマネジャー、デイサービス等）
35	3.2%	障がい児・者相談支援事業所
30	2.8%	赤十字奉仕団

29	2.7%	医療機関
27	2.5%	子育て支援センター等（すみれ広場、たんぽぽ広場）
17	1.6%	県
15	1.4%	その他（記載して下さい）
1,088	100.0%	

その他記載事項（抜粋）

- ・シニアクラブ × 北小応援ネットワーク
- ・民生児童委員 × 江間婦人学級
- ・サロン・居場所ボランティア × 警察署、消防署（交通安全・詐欺防止、熱中症予防講話）
- ・区長 × 消防団、交通指導員

アンケート集計から

- ・回答者数 379 に対して、連携先は 1,088 団体。活動に際して、2.8 団体と連携をとっている。

4 他団体と連携(一緒に活動)や参加する上での困りごとは何ですか？(いくつでも)

回答数	割合	選択項目
93	20.9%	困りごとは無い
89	20.0%	連携先組織・団体の人と出会う機会が無い
83	18.7%	連携や参加の方法がわからない
76	17.1%	多忙で連携や参加する時間が確保できない
38	8.6%	組織・団体の相手方に自分たちの活動を理解してもらえない
30	6.8%	組織・団体の相手方に連携の必要性を理解してもらえない
14	3.2%	地域内、近隣にその組織・団体が無い
21	4.7%	その他（記載して下さい）
444	100.0%	

その他記載事項（抜粋）

- ・コロナ禍のため、活動制限が多い。（小中学校教諭）
- ・連携という言葉が先行し、中身を充実できない。年度が変わり、担当者が変わることで方針を転換される。（障がい者相談支援事業所部会）
- ・連携先組織・団体の人と出会う機会が無い、役割分担をどう決めるか、人員の配置をどうするか。（区長）
- ・多忙で連携や参加する時間が確保できない。（ケアマネジャー）
- ・講座等で関係団体を知ることが出来役に立つ。（民生児童委員）

アンケート集計から

- ・連携する上での「困りごとが無い」方の割合が多い。
- ⇒既に連携方法や連絡先の把握がなされているケースが多いと思われるが、「連携や参加方法がわからない(18.7%)」方もいる。40代以下では「連携や参加の方法がわからない(36.1%)」、「多忙で連携や参加する時間が確保できない(32.5%)」の割合が高い。

- ・コロナ禍で他団体との合同活動を控えている団体も見受けられる「出会う機会が無い(20.0%)」。

5 連携(一緒に活動)や参加する上で必要な支援・取組は何だと思いますか？

回答数	割合	選択項目
159	25.8%	活動の担い手となる人材の育成
118	19.1%	ボランティアグループ・組織・団体活動者間の交流会など機会の充実
95	15.4%	新規参加者を受け入れる体制の整備
67	10.9%	わからない
50	8.1%	ホームページ等への情報提供の充実
39	6.3%	活動資金確保に向けた支援
36	5.8%	活動拠点施設等の確保
26	4.2%	無し
27	4.4%	その他(記載して下さい)
617	100.0%	

その他記載事項(抜粋)

- ・目的、ねらいを共有しないとズレてしまう。(障がい者相談支援事業所部会)
- ・活動の担い手となる人材の育成、区長も高齢化して活動意欲が出ない。(区長)
- ・一緒に移動したくとも移動手段がない人々が非常に多い。隣人や友人に送迎を頼むのも気が引ける。(区長)
- ・所属する団体として他の団体と一緒に活動する必要があるのか分からない。ボランティア団体を統括する組織か団体が地域福祉にとってよりよい活動の仕方を組織したら良いのでは？行政がやることか？(ボランティア連絡会登録団体)

アンケート集計から

- ・「活動の担い手となる人材の育成(25.8%)」が高い割合であった。
- ・次に「交流会など機会の充実(19.1%)」、「新規参加者を受け入れる体制整備(15.4%)」。
⇒出会う場所とその準備が必要だと考える人が多いと思われる。
- ・連携のための取組が「わからない(10.9%)」、「無し(4.2%)」との回答も見られる。

6 住民の「地域活動(区行事含む)」や「福祉活動(ボランティアや助け合い)」への参加促進に必要なことは何だと思いますか？(いくつでも)

回答数	割合	選択項目
198	23.7%	参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報発信
147	17.6%	地域における活動に関する情報提供
131	15.7%	地域における活動に参加してもらうための意識啓発
102	12.2%	ボランティアグループ・組織・団体活動者との交流会など機会の充実
102	12.2%	地域における活動に参加してもらうための自治会等からの呼びかけ
92	11.0%	活動の担い手となる人材育成のための講座開催
25	3.0%	わからない
19	2.3%	無し

21	2.5%	その他（記載して下さい）
837	100.0%	

その他記載事項（抜粋）

- ・支援を受ける側が少ないのか？または、支援のアピール不足なのではないか？地域住民のニーズの把握とマッチング。（民生児童委員、サロン・居場所ボランティア）
- ・サロンや福祉事業に参加する人たちが「してもらふ福祉」から参加者一人一人が何らかの役割を持って自分たちも社会活動している自信がもてるような形の活動の場となれば発展できるのでは。（サロン・居場所ボランティア）
- ・組織の中でグループが出来上がっていて中心人物と取り巻きで活動を行っていてその中に入れなかったり、気が合わないと仲間に入れない。前年を踏襲する事ばかりで新しいことにとり組まず、若い人に魅力となる参加したいと思われることをしていない。（おもちゃ図書館利用者）
- ・防災にしても地域福祉にしても自治会をどう動かすか、協力してもらうかがポイントのように思う。誰がどのように暮らしているか、地域の人でないと分からない。又、すぐ近くで力を貸してやれる人も地域が一番良い。昔の地域のつながりはもうない。意図的に組織するしかないと思う。（ボランティア連絡会登録団体）

アンケート集計から

- ・「参加したくなる魅力的なメニューの充実と情報発信（23.7%）」、「地域活動の情報提供（17.6%）」の割合が高い。
- ⇒活動を知ってもらうことが必要だと考える人が多い。そのための方法として、区組織からの呼びかけに期待する人も多い。

第8節 第3次地域福祉計画指標に対する評価

第3次地域福祉計画では、市の第2次総合計画の中の指標に基づき、基準値及び目標値が定められ、実績値は以下のとおりです。

基本目標1 福祉文化の醸成

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値	実績値
各種活動団体(※1) の加入人数(累計)	20,120人 2015(平成27)年度	24,000人 2021(令和3)年度	16,817人 2021(令和3)年度

※1 各種活動団体とは、広くまちづくりに携わっている市民団体のこと。

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱7-1「自助・共助・公助のまちづくりの推進」

○毎年の数値

	平成27年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度
基準値	20,120人				
目標値			22,000人	22,700人	24,000人
実績値		20,222人	18,555人	—	16,817人

各種活動団体の加入人数については、目標値24,000人に対し、令和3年度実績値は16,817人で、基準値20,120人(平成27年度)より減少となっており、総合計画における評価はE(基準値未達)となっています。新型コロナウイルス感染症の影響による活動の縮小や既存団体の加入者の高齢化等が影響していると思われます。

市内で活動する市民活動団体等の情報を改めて整理し、地域の課題を地域住民自ら多様な担い手となり協働のまちづくりを推進していくため、現在、各市民活動団体が連携できる仕組みづくり(プラットフォームの設立)を予定しています。

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値	実績値
居場所(※1)開設数 (累計)	3箇所 2015(平成27)年度	14箇所 2021(令和3)年度	15箇所 2021(令和3)年度

※1 居場所とは、高齢者、障がい者、子ども等、誰もが気軽に安心して立ち寄れる地域交流の場のこと。

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱5-3 「健康長寿を目指すまちづくりの推進」

○毎年の数値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度
基準値	3 箇所				
目標値			8 箇所	10 箇所	14 箇所
実績値		4 箇所	13 箇所	13 箇所	15 箇所

居場所の開設数については、目標値 14 か所に対し、令和 3 年度実績値が 15 箇所、総合計画における評価は A（目標値以上）となっています。高齢者の地域サロンのみならず、こども食堂なども広がりを見せています。今後は、居場所の周知と運営者の確保が課題です。

（目標達成に向けた指標）

数値目標	基準値	目標値	実績値
介護予防事業ボランティアへの参加者数（実人数）の増加	68 人 2015(平成 27)年度	280 人 2021(令和 3)年度	116 人 2021(令和 3)年度

出典：伊豆の国市第 2 次総合計画 施策の大綱 5-3 「健康長寿を目指すまちづくりの推進」

○毎年の数値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度
基準値	68 人				
目標値			170 人	210 人	280 人
実績値		82 人	95 人	116 人	116 人

介護予防事業ボランティアの参加者数については、基準値 68 人（平成 27 年度）、目標値 280 人に対し、実績値 116 人（令和 3 年度）となっています。総合計画における評価は C（期待値未満だが前年度実績以上）となっています。令和 2 年 2 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、介護予防教室も休止され、ボランティア育成のための講座も開催できませんでした。ボランティアも高齢化しており、新規ボランティアの確保が課題となっています。

（目標達成に向けた指標）

数値目標	基準値	目標値	実績値
保育園の 0～2 歳児の「待機児童（※1）数」 0 人の維持	0 人 2016(平成 28)年 4 月 1 日現在	0 人 2022(令和 4)年 4 月 1 日現在	0 人 2022(令和 4)年 4 月 1 日現在

※1 待機児童とは、保育所等保育施設の利用ができる条件を持ち、施設の利用を申し込んでいるが、利用できないでいる児童のこと。ただし、保護者が、特定の施設のみを希望するものや、育児休業中及び求職活動を休止しているものを含まない。

出典：伊豆の国市第 2 次総合計画 施策の大綱 5-2 「子育て環境の充実」

○毎年の数値

	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R4. 4. 1
基準値	0 人				
目標値			0 人	0 人	0 人
実績値		0 人	0 人	0 人	0 人

保育園の0～2歳児の「待機児童数」については、平成28年4月1日現在の基準値0人に対し、令和4年4月1日現在において、目標値0人、実績値0人となっており総合計画の評価A（目標値以上）となっております。しかしながら、0～2歳の保育園入園希望者数は増加傾向であることから、公立幼稚園の認定こども園化を検討し、待機児童数0人の維持を図っていきます。

基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実

（目標達成に向けた指標）

数値目標	基準値	目標値	実績値
障がいがある人への偏見や差別がない、又は配慮があると思う市民割合	15% 2015(平成27)年度	50% 2021(令和3)年度	29.4% 2021(令和3)年度

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱 5-4「誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現」

○毎年の数値

	平成27年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度
基準値	15.0%				
目標値			32.5%	38.3%	50.0%
実績値		22.4%	20.1%	23.9%	29.4%

「障がいがある人への偏見や差別がない、又は配慮があると思う市民割合」については、基準値15%（平成27年度）に対し、令和3年度目標値50%、実績値29.4%で総合計画の評価Cとなっています。障がいがある人への市民の理解度は深まっていますが、目標値には届きませんでした。平成29年4月に、伊豆の国市地域自立支援協議会を設置し、その中で、障がいを理由とする差別解消のための取組の検討に関する事項についても協議を行っています。障がいがある人への理解を深め、偏見や差別を解消していく取組は、今後も継続して実施していく必要があると考えられます。

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値	実績値
お達者度(※1)の 向上	男性 17.4 年(82.4 歳)	男性 18.0 年(83.0 歳)	男性 18.4 年(83.4 歳)
	女性 21.4 年(86.4 歳)	女性 22.0 年(87.0 歳)	女性 21.8 年(86.8 歳)
	2013(平成 25)年実績 (2015(平成 27)年度公表)	2019(令和元)年実績 (2021(令和 3)年度公表)	2019(令和元)年実績 (2021(令和 3)年度公表)

※1 お達者度とは、65歳から元気で自立して暮らせる期間を算出したものです。介護認定の情報、死亡の情報をもとに生命表を用いて算出します。

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱5-3「健康長寿を目指すまちづくりの推進」

○毎年の数値

	平成 25 年 (H27 年度公表)	平成 26 年 (H28 年度公表)	平成 28 年 (H30 年度公表)	平成 29 年 (R1 年度公表)	令和元年 (R3 年度公表)
基準値	男性 17.4 年				
	女性 21.4 年				
目標値			男性 17.9 年	男性 18.0 年	男性 18.0 年
			女性 21.9 年	女性 22.0 年	女性 22.0 年
実績値		男性 17.8 年	男性 17.7 年	男性 17.9 年	男性 18.4 年
		女性 21.4 年	女性 21.5 年	女性 21.5 年	女性 21.8 年

お達者度については、令和元年(令和3年度公表)の目標値男性18.0年、女性22.0年に対し、実績値男性18.4年、女性21.8年で、総合計画における評価も男性はA(目標値以上)、女性はC(期待値未満だが前年度実績値以上)となりました。

(目標達成に向けた指標)

数値目標	基準値	目標値	実績値
総合防災訓練・地域 防災訓練の参加者 数(延人数)の増加	22,329 人 2015(平成 27)年度	28,000 人 2021(令和 3)年度	8,597 人 2021(令和 3 年度)

出典：伊豆の国市第2次総合計画 施策の大綱6-1「災害発生を見越した防災・減災のまちづくり安全・安心なまちづくりの推進」

○毎年の数値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度
基準値	22,329 人				
目標値			25,160 人	26,110 人	28,000 人
実績値		25,894 人	20,917 人	25,103 人	8,597 人

総合防災訓練・地域防災訓練の参加者数（延人数）については、令和 3 年度目標値 28,000 人に対し、実績値 8,597 人となり、総合計画における評価は E（基準値未満）となっています。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各地区において地域防災訓練が中止となったり、規模縮小により実施したため、参加者数が減少しました。今後は、一人ひとりの防災意識の醸成や地域内で災害時の避難において支援が必要な人の把握と情報共有が課題です。

（目標達成に向けた指標）

数値目標	基準値	目標値	実績値
公共交通の路線距離の延長	98.8km 2015(平成 27)年度	113.8km 2021(令和 3)年度	107.6 km 2021(令和 3)年度

出典：伊豆の国市第 2 次総合計画 施策の大綱 6－2 「持続可能なまちづくりの推進」

○毎年の数値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度
基準値	98.8km				
目標値			106.3km	108.8km	113.8km
実績値		98.8km	107.6 km	107.6 km	107.6 km

公共交通の路線距離の延長については、目標値 113.8 km に対し、実績値 107.6 km でした。

平成 30 年度以降、新たな路線の延伸はありませんでしたが、予約型乗合タクシー星の花号では、令和 4 年度から新たに鉄道駅（田京駅）まで路線を延長して運行しています。

また、現在、特に山間地域との座談会等を通じたニーズ調査を実施しており、地域に合った持続可能な交通手段の検討を進めています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市の地域福祉をめぐる課題およびこれまでの地域福祉分野における取組み等を踏まえ、本計画の基本理念を引き続き前回計画と同様、次のとおり定めます。

市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに

第2節 計画の基本目標

本計画の基本目標を、次のとおり定めます。

各基本目標の目標達成に向けた指標については、第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画に記載された指標を基本とするほか、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画等、福祉関係計画の中の指標を参考に活用します。第2次総合計画後期基本計画は、令和3年度策定で4年間（令和7年度まで）の基本計画となっているため、目標値は令和7年度の目標値となっております。本計画の中では、この数値を参考に関係各課と調整し、令和9年度の目標数値を設定しました。

基本目標1 地域で助け合う人を育てる

地域の助け合いによる福祉である「地域福祉」を推進していく主役は、地域をよく知る地域住民一人ひとりです。地域住民が、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域課題を「我が事」として受け止め、課題解決のため主体的に活動していくことが必要です。住み慣れた地域で、いくつになっても生きがいや役割をもって活躍できる「地域共生社会」を実現するためには、一人ひとりが福祉に関心を持ち、お互いの存在を認め合い、思いやることのできる福祉の心を育てていく必要があります。市民一人ひとりが、地域福祉の担い手として、幼少期から地域活動やボランティア活動に携わることができるよう、学校や地域において福祉教育・福祉活動の機会を提供していきます。

また、地域住民や事業所、企業が一体となって新たな地域の福祉ボランティアを発掘し、地域ボランティアどうしの横の連携を深めるとともに、事業所や企業、福祉専門職との連携を図りながら、質の向上と人材確保に努めます。

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
地域福祉団体の加入者数	835 人	879 人	市民等で構成する福祉関係団体に加入している人数

基準値／令和3年度実績値

出典：第3次伊豆の国市総合計画後期基本計画 まちづくりの基本方針5 「子育ても人生も楽しい 伊豆の国市（健康・福祉）」

基本目標2 地域で助け合う仕組みをつくる

相談者の主体的な意思を尊重し、自立に向けて、それぞれの状況に合った適切な形で福祉サービスや支援を受けられるよう、情報提供や相談体制の充実強化を図ります。一人ひとりが抱えている複合的な困りごとに対し、対象者に寄り添いながら伴走支援していきます。地域資源を活用しながら1つの部署や機関だけでなく、関連するあらゆる分野が連携し、多様な主体がチームで支える支援体制の構築に努めます。また、制度の狭間で必要な支援が届いていない人を早期発見するための見守り体制を整備するとともに、支援のきっかけをつくるためのアウトリーチ活動を行います。「柔軟な社会参加の実現」を目指し、地域との関わりを持ち、地域の中で見守り見守られながら助け合う仕組みを構築していきます。

一人ひとりの意思を尊重し、尊厳が保たれるよう配慮するとともに、虐待や暴力、いじめなどの人権侵害の防止も図っていきます。

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
市民活動団体等への支援件数	8 件	14 件	市民活動団体等が行う活動や市民活動団体間の仲介など市が支援した年間件数

基準値／令和2年度実績値

出典：第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画 まちづくりの基本方針5 「みんなで創る 伊豆の国市（行財政運営・自助・共助・公助）」

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
後見開始等申立件数	2 件	5 件	後見開始等市長申立件数(年間)

基準値／令和3年度実績値 出典：福祉子ども相談センター

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
子育てモバイルの登録率	57.4%	100%	未就学児の保護者における子育てモバイル登録者の割合

基準値／令和2年度実績値

出典：第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画 まちづくりの基本方針5 「子育ても人生も楽しい 伊豆の国市（健康・福祉）」

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
就労支援サービスの利用見込みに対する達成率	88.7%	100%	市が提供する各就労支援サービスに設定した利用者数見込みに対する利用者数

基準値／令和2年度実績値

出典：第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画 まちづくりの基本方針5 「子育ても人生も楽しい 伊豆の国市（健康・福祉）」

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
ファミリーサポートセンター会員数	200人	220人	まかせて会員、お願い会員、両方会員の合計数

基準値／令和3年度実績 出典：福祉子ども相談センター

基本目標3 地域で安全安心に暮らせる環境をつくる

誰もが生涯にわたり、住み慣れた地域において生きがいと役割を持ち、支えあいながらいきいきと安全安心に暮らせるよう、「地域共生社会」の実現に向けて、地域の見守り体制を構築します。地域で集いの場を創出し、地域住民どうしの社会参加を進める取り組みを支援するとともに、市民の自主的な健康づくりや生きがいづくり活動を支援していきます。また、医師会をはじめ関係機関と協力し、誰もが安心できる地域医療体制、救護体制の充実を図ります。

災害に備えた地域づくりを推進するため、官民協働で災害時における避難行動要配慮者の把握、個別避難計画を策定し、住民の助け合いによる避難支援体制を整備していきます。

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
見守りネットワーク事業見守り員人数	89	109	ひとり暮らし世帯等の見守りが必要な方のご近所の方が登録対象の、見守り員人数

基準値／令和3年度 出典：社会福祉協議会

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
災害時要支援者個別避難支援計画の新規策定数	0	250	令和3年5月改正の災害対策基本法に基づき、避難経路が明記された個別避難支援計画の新規策定数

基準値／令和3年度 出典：社会福祉課

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
要介護認定率	15.6%	18.7%以下	第1号被保険者数のうち要支援及び要介護認定者数の割合

基準値／令和2年度実績値

出典：第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画 まちづくりの基本方針5 「子育ても人生も楽しい 伊豆の国市（健康・福祉）」

(目標達成に向けた指標)

指標名	基準値	目標値	指標の説明
生活習慣病による死亡率	645.7人	645.7人	人口10万人あたりの脳血管疾患及び悪性新生物、心疾患による年間死亡者の割合

基準値／令和元年度実績値

出典：第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画 まちづくりの基本方針5 「子育ても人生も楽しい 伊豆の国市（健康・福祉）」

※過去の推移によると、生活習慣病による死亡率は年々上昇傾向にあるため、上昇抑制を目指し基準値と同値を設定

第4章 具体的な取組み

本計画では、3つの柱（基本目標）を基に、次の体系に沿って地域福祉の推進を図ります。

基本目標	具体的な取組み
基本目標 1 地域で助け合う人を育てる	1 新たな福祉の担い手の発掘と育成
	2 市民の地域福祉活動への支援
	3 地域や学校における共生の意識づくり
基本目標 2 地域で助け合う仕組みをつくる	1 福祉サービス提供基盤の整備
	2 権利擁護のための体制強化
	3 地域福祉に関する情報提供の充実
	4 支援を必要とする人を支える仕組みづくり
基本目標 3 地域で安全安心に暮らせる環境をつくる	1 地域の安全安心の確保
	2 生きがいづくり健康づくりの促進
	3 災害に備えた地域づくり

基本目標1 地域で助け合う人を育てる

1. 新たな福祉の担い手の発掘と育成

【現状と課題】

近年の個人や世帯が抱える複雑・多様化する福祉ニーズへの対応は、現行の公的福祉サービスのみで対応するには限界が生じています。地域課題を地域が解決していくには、地域活動を担う人材が必要です。しかし、地域福祉活動に関するアンケート結果からも、「新規メンバーの加入が少ない」「役員のなり手がいない」といった担い手不足の課題が上がっており、既存の団体においては、活動の維持が年々難しくなっています。

地域福祉を支える主役となるのは、地域を知る市民一人ひとりです。地域住民が地域の課題を地域で解決し、市民自らが担い手となり活躍できるよう地域の担い手人材の育成が求められています。また、福祉や教育の分野で専門的な知識や経験のある方が、積極的に地域に関わり支援することができるよう、専門職のスキルアップや資質向上が必要です。

【施策の方向性】

地域において、新たな福祉の担い手の発掘と育成を図ります。また、ボランティア連絡会を活用し地域ボランティアどうしの横の連携を推進し、福祉の人材の育成を図ります。

現在実施されている地域ケア会議等を活用し、福祉専門職と各種ボランティアの連携を深め、地域ボランティアの質の向上を図ります。また、多様化・複合化した地域の生活課題に対応するため、福祉専門従事者の人材確保とスキルアップ支援を行います。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- 地域ぐるみで次世代のリーダーを育成しましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 新たな福祉ボランティアを育成します。
- 地域での福祉ボランティアの発掘、専門職との連携を図ります。
- 地域福祉活動を実践するための研修等を行います。
- 身近な相談に携わる人を支援します。

【主な取組事業】

ボランティア養成講座の開催、団塊世代向け講座の開催、ボランティア連絡会の支援

【市受託事業】手話奉仕員養成講座

【行政が取り組むこと】

- 子どもや障がい者、高齢者等を支える専門人材の育成に努めます。
- 福祉従事者の人材の確保に努めます。

- 福祉従事者の質の向上を図るため、スキルアップの支援を行います。

【主な取組事業】

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスA担い手研修）【福祉こども相談センター】
手話奉仕員養成講座、ゲートキーパー養成研修【障がい福祉課】
介護人材育成支援費補助金【長寿介護課】
民生委員児童委員への研修【社会福祉課】
託児員養成講座【生涯学習課】

2 市民の地域福祉活動への支援

【現状と課題】

地域共生社会における市民の互助、共助を推進していくには、それぞれの地域にあった地域づくりや地域福祉活動を支援していく必要があります。

地域福祉活動の基本である自治会活動ですが、まちづくり市民アンケートからも助け合い支え合える地域の実現のため地域ができることとしては、「普段から隣近所の付き合いをする（52.1%）」が必要と感じている一方で、自治会や隣組への加入率は減少しています。また、市の支援として「地域の人々が交流する機会を設ける（37.2%）」「自治会・町内会やボランティア活動への支援を充実させる（25.6%）」を望む声があります。

地域の市民の柔軟な社会参加を実現していくため、自治会等の既存のボランティア団体への支援のみならず、趣味や特技、志向を生かした仲間からなる新たなボランティア活動への育成や支援も必要となっています。

また、社会福祉協議会や民生委員児童委員が活動しやすいよう、自治会等への協力を求めるとともに、個人情報の取扱いに留意し情報提供が必要です。

【施策の方向性】

市民の地域活動やボランティア活動への積極的な参画を促すとともに、市民が行う地域福祉活動に対し、情報提供や研修会の実施などの運営支援を行います。行政・社会福祉協議会と民生委員児童委員との連携を強化し、個人情報の取扱いに十分留意して情報共有を図り、地域における民生委員児童委員活動を支援していきます。また、福祉ボランティアの皆さんが活動しやすいよう、福祉ボランティア活動をするための拠点の整備を図ります。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- 地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
- 地域活動への参加を呼びかけましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 地域福祉活動を実践するための運営支援を行います。
- 福祉ボランティア活動をするための拠点の整備を図ります。

【主な取組事業】

ボランティアセンターの運営（ボランティア活動の相談支援、古切手などの収集ボランティア活動、ボランティア育成、ボランティア活動保険事務事業）、地域コミュニティづくり講座、地域福祉活動支援事業、社会福祉団体育成事業（民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、手をつなぐ育成会、精神保健福祉会、遺族会 等）

【行政が取り組むこと】

- 各地区や社会福祉協議会と連携・協議を行い、地域やボランティア等の活動支援を進めます。
- 民生委員児童委員や主任児童委員の欠員の解消に努めます。
- 民生委員児童委員が行う地域福祉活動に対し、市民への周知を図るとともに、個人情報の取り扱いに留意し情報提供に努めます。

【主な取組事業】

民生委員児童委員への活動支援【社会福祉課】

介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業【福祉こども相談センター】

精神保健福祉会や手をつなぐ育成会への助成【障がい福祉課】

自治会振興事業助成金、コミュニティ施設整備事業補助金【協働まちづくり課】

3 地域や学校における共生の意識づくり

【現状と課題】

地域共生社会の実現のためには、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、地域の一員であるという意識を持ちながら、地域と関わっていくことが必要です。しかし、コロナ禍で地域活動やボランティア活動を縮小または制限されている団体等も多く、活動の機会の確保と会員のモチベーション維持が課題として上がっています。

地域での支え合いや助け合いの意識を育み、地域の課題を地域で解決しようという共生の意識づくりが必要です。

また、子どもの頃から福祉に関心を持ち、地域で活躍できる人材を育成するため、学校や地域において、地域づくりに関心を持ち、活動できるような地域福祉教育が必要となっています。

【施策の方向性】

障がいの有無や年齢・性別にかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し認め合い、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目指し、共生の意識づくりに努めます。

また、子どものころから地域を知り地域づくりに参加できるように、地域や学校での地域福祉教育を実施していきます。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- 福祉への関心を深めましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 児童や生徒を対象に福祉について学ぶ機会を創出します。
- 学校の福祉教育に対する取り組みを支援します。
- 地域福祉に関する啓発に努めます。

【主な取組事業】

福祉体験事業（福祉出前講座、小学生福祉体験、中高生ボランティア体験、福祉教育連絡会の運営）、福祉絵画（ふくしのえ）事業、啓発事業（市社会福祉大会、【市と共催事業】市民ふれあい広場、福祉ふれあい映画会、福祉講演会）の開催、社会福祉協議会キャラクターいずのん啓発事業

【行政が取り組むこと】

- 地域や学校において福祉教育を推進します。
- 地域での福祉を理解する機会を提供します。

【主な取組事業】

総合的な学習の時間等での福祉体験活動、学校教育活動全体での道徳的実践力や共生への資質・能力を養う取り組み【学校教育課】

認知症総合支援事業（認知症サポーター養成講座）【福祉こども相談センター】

中学生への SOS の出し方研修【障がい福祉課】

人権教室、更生保護についての理解を深めるための保護司と中学生の交流【社会福祉課】

あいキッズ、市民講座、ふるさと学級夢の教室【生涯学習課】

基本目標2 地域で助け合う仕組みをつくる

1 福祉サービス提供基盤の整備

【現状と課題】

市では、公的な福祉サービスとして、高齢者保健福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、生活困窮対策、自殺対策等、様々な分野で福祉サービスが提供されています。しかし、少子高齢化の進行に伴う超高齢社会において、医療や介護・福祉にかかるサービス量の増加に伴い、福祉人材が不足しています。福祉サービスを担う人材不足は当市のみでなく全国的な課題となっています。

今後は、本人の自立に向けて、専門職が担うべき適切なサービス量の把握に努め、サービス提供事業者の参入を促すとともに、質の高いサービスを提供できるようサービス提供基盤の整備が必要です。

【施策の方向性】

適切な介護・福祉サービスの利用に向けて、必要なサービス量の把握に努めます。また、公的サービスのみならず、多様な地域の民間サービスの導入・活用を図ります。また、福祉人材の確保・育成を図り、介護・福祉サービスの提供基盤の整備をしていきます。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- 福祉サービスや相談窓口を把握しましょう。
- 自分や家族の心身の状態を把握し、自立に向けて福祉サービスを上手に活用しましょう。
- 周りの人や隣近所の人を気に掛け、支援を必要としている人を適切な相談窓口につなぎましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 市内の社会福祉法人や福祉施設との連携を図ります。
- 地域包括支援センターとの連携を深めます。
- 相談窓口や福祉サービス事業の充実に努めます。

【主な取組事業】

社会福祉法人連絡会の運営、相談援護推進事業（福祉総合相談、発達障がい児相談）、各種介護保険事業（居宅介護支援、訪問介護、通所介護）、障害福祉サービス事業、障害特定相談支援事業、共同募金事業、日本赤十字社静岡県支部伊豆の国市地区事業

【県社会福祉協議会受託事業】生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業

【市受託事業】韮山福祉保健センター管理事業、韮山地域包括支援センター事業

【行政が取り組むこと】

- ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

- 医療と介護と福祉等の連携体制の強化を図ります。
- 事業所の集団指導・定期監査を行い、サービスの質の向上に努めます。

【主な取組事業】

障害者相談支援、児童発達支援センター、障害福祉サービス、巡回相談【障がい福祉課】

保育園、幼稚園、認定こども園、病児保育、預かり保育、障がい児保育【幼児教育課】

高齢者在宅福祉サービス、介護サービス【長寿介護課】

子育てサポート活動事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、児童扶養手当給付事業、母子家庭自立支援事業、地域子育て支援センター事業（すみれ、たんぼぼ、こども広場）、ファミリーサポートセンター運営事業、在宅医療・介護連携推進事業【福祉こども相談センター】

児童手当給付事業【市民課】

2 権利擁護のための体制強化

【現状と課題】

市では、社会福祉協議会と連携し成年後見支援センターを設置し、認知症等により判断能力が不十分な方に対する支援を行っていますが、制度の利用を必要とする人は、適切に自らの困りごとを発信することは困難です。地域や行政、社会福祉協議会をはじめとする関係機関が相互に連携し、必要とする人を早期発見し相談につなげ、見守っていく必要があります。また、権利擁護支援の担い手不足が発生しています。

コロナ禍で生きづらさを抱えた人が増加し、子どもや高齢者の虐待や女性に対する暴力が社会問題になっています。また、さまざまな病気や障がいに対する正しい知識と理解が進むよう啓発活動が必要です。

【施策の方向性】

認知症等により判断能力が不十分になっても自分らしく安心して暮らせるよう、成年後見支援センターや地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度の周知と活用を図ります。地域連携ネットワークを活用し、権利擁護支援が必要な人の早期発見と相談体制・運用支援体制の構築を図ります。

また、児童生徒のいじめ防止や不登校への適切な対応を図ります。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- 虐待や成年後見制度の知識を深めましょう。
- 虐待や人権侵害に気づいたら、関係機関に通報するなど適切な対応を行いましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 市と連携し成年後見制度の利用を支援します。
- 市民後見人や日常生活自立支援員を養成します。

【主な取組事業】

法人後見事業、成年後見支援事業

【市受託事業】成年後見支援センター運営事業

【行政が取り組むこと】

- 成年後見制度と相談窓口の周知をします。
- 地域の実情に合った権利擁護ネットワークの構築に努めます。
- 成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう相談機能の充実を図ります。
- 子どもや高齢者、障がい者への虐待に対応する体制の整備と連携の強化を図ります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図り、いじめや不登校への適切な対応を図ります。

【主な取組事業】

成年後見制度利用促進体制整備推進事業、虐待防止・DV対策事業、犯罪被害者支援事業、

成年後見制度利用支援事業【福祉こども相談センター】

人権相談、自立相談支援・家計改善支援【社会福祉課】

子どもに寄り添いいじめの早期発見迅速な対応【学校教育課】

3 地域福祉に関する情報提供の充実

【現状と課題】

地域福祉活動に関するアンケートから、住民の地域活動や福祉活動への参加促進に必要なこととして、「参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報発信（23.7%）」、「地域における活動に関する情報提供（17.6%）」と、活動を知ってもらうことが必要だと考えている方が多くいました。また、まちづくり市民アンケートからも住民どうしの助け合い支え合いの地域づくりには、「福祉に関する情報提供・情報発信の充実（29.0%）」となっており、住民参加の地域づくりには、サービスを利用する側も提供する側も情報提供の充実を求めています。

また、支援を必要としている方々のニーズ把握や地域課題の把握のため、地域福祉活動を行う民生委員児童委員をはじめとしたボランティア活動に携わる人たちも、情報提供の充実を挙げられていました。広報誌のみならず、SNSによる情報発信やホームページの内容を充実させ、いつでもだれでも福祉に関する情報を入手できるよう、積極的な情報提供が必要となっています。

また、市内には高齢者や障がい者、外国人など、様々な人々が生活を営んでいます。パソコンやインターネットなどの情報通信技術が使えない方などにも、福祉の情報が届くよう、その人の状況にあわせた情報提供が必要です。

【施策の方向性】

広報いずのくにや社協だよりを誰でもわかりやすく読みやすい紙面づくりに努めるとともに、市や社会福祉協議会のホームページの内容を充実させます。SNSを活用し、福祉に関する情報

をいつでも誰でも気軽に入手することが出来るように努めます。また、民間サービスを掲載した社会資源集を発行し、自助、互助を推進していきます。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- 福祉に関する情報は、地域で共有しましょう。
- 地域で取り組んだ活動の内容は、積極的に発信しましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 社協だよりや SNS、ホームページなどで、福祉に関する情報を提供します。
- 地域の福祉活動を、新聞やラジオで積極的に発信します。

【主な取組事業】

広報誌の各戸配布、SNS（フェイスブック、インスタグラム）、ホームページ、ラジオFMいずのくにでの情報発信、福祉ニーズ調査

【行政が取り組むこと】

- 「広報いずのくに」や市のホームページ、SNSなどで、市や地域が行う福祉に関する活動や情報を積極的に発信します。
- 互助、共助を推進するための社会資源集を発行します。

【主な取組事業】

ホームページ、SNSによる福祉情報の発信【協働まちづくり課】
生活支援体制整備事業（社会資源集の改訂）【福祉子ども相談センター】
子育て応援アプリの活用による子育て支援情報の発信【健康づくり課】
介護の日、人権週間等、各種福祉関連強化期間を活用した情報提供・啓発活動【福祉事務所各課】

4 支援を必要とする人を支える仕組みづくり

【現状と課題】

近年、社会的孤立から複雑・多様な生きづらさを抱える人が増加しています。引きこもりやダブルケア、8050問題、ヤングケアラーなど、地域の生活課題が多様化・複合化して、解決が難しい事例が増加しており、既存のサービスや制度、専門職だけでは解決できないケースが増えてきました。行政機関の横の連携のみならず、民生委員児童委員や地域住民、地域の関係機関とも連携を図り、対象者に伴走する形での支援が求められています。

まちづくり市民アンケートでは、地域に住む人どうしが助け合い支え合える地域づくりのための市の支援として、「孤立や支援を要する人への声かけ・訪問体制の充実（40.0%）」、「地域の人々が交流する機会を設ける（37.2%）」「福祉に関する総合相談窓口を充実させる（29.9%）」などが挙げられています。

誰もが気軽にワンストップで相談できる福祉の相談窓口を充実させるとともに、孤立や支援を要する人を訪問し、支援につなぐアウトリーチ活動も求められています。

また、制度の狭間にある対象者を支援するため、公的福祉サービスの充実のみならず、地域の特性にあった住民主体による地域福祉サービスの創出も必要です。

【施策の方向性】

本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止める福祉の総合相談窓口の充実を図ります。

また、行政と市内3か所の地域包括支援センターを中心に、専門職によるアウトリーチ活動を行い、生きづらさを抱えた制度の狭間にある対象者の早期発見早期対応に努めます。

地域ケア会議を活用し、地域課題を把握し解決に向けた新しい互助による地域福祉サービスの創出を行い、重層的支援体制の整備を進めます。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- 地域でお互いに挨拶をかわしましょう。
- 隣近所で困りごとのある家庭に気づきましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 支援を必要とする人の把握に努めます。
- 新たな福祉サービスの創出を行います。
- 生活に困りごとや生きづらさを抱える人への支援を行います。

【主な取組事業】

ひとり親世帯等支援事業（結バンク：食糧支援、図書カード、生活支援商品券支給事業）
フードドライブ・文具バンク事業、歳末見舞金支給事業、小口資金貸付事業、家族介護者支援事業、生活応援いずのくに事業（住民参加型在宅福祉サービス）

【市受託事業】生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業

【行政が取り組むこと】

- 包括的に受け止める相談窓口の充実を図ります。
- 各種相談機関の横の連携を図り、家族単位での支援を行います。
- 必要な支援が届いていない人に支援のきっかけをつくるため、訪問活動を行います。
- 地域資源を活用した就労支援や住宅確保を行います。
- 社会福祉協議会と連携し、人と人、人と居場所をつなげるためのコーディネートを行います。
- 市民活動団体等が、地域の多様な担い手となるよう協働できる仕組みづくりを推進します。

【主な取組事業】

福祉こども相談センターの機能充実、メンタルヘルス相談事業、家庭児童相談事業、女性相談事業、犯罪被害者支援事業、一般介護予防把握事業、地域包括支援センター運営事業、認知症総合支援事業（認知症カフェ）、在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療・介護連携相談窓口の設置）、地域ケア会議推進事業【福祉こども相談センター】

高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定、介護保険運営協議会【長寿介護課】

地域自立支援協議会、いのち支える自殺対策推進本部、障がい者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定、自殺対策行動計画の策定【障がい福祉課】

生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金の支給、子どもの学習・生活支援の実施）【社会福祉課】

市民活動団体が協働できる仕組み（プラットフォーム）の設立及び運用【協働まちづくり課】

基本目標3 地域で安全安心に暮らせる環境をつくる

1 地域の安全安心の確保

【現状と課題】

市内の交通事故の発生件数や負傷者数、犯罪の発生件数は、平成 29 年以降減少傾向にありますが、架空請求や振り込め詐欺など、消費者被害が多く発生しています。インターネットを活用した新たな手口への対策に対する取り組みを継続する必要があります。

まちづくり市民アンケートからは、助け合い支え合える地域づくりのため、地域で取り組む必要があることとして、「住民どうしが普段から隣近所の付き合いをする (52.1%)」「病気やケガ等緊急事態が起きたときの支援体制をつくる (29.8%)」となっており、地域における見守りや緊急時の支援体制が必要となっています。

【施策の方向性】

官民連携による地域における見守り・支援体制を構築していきます。子どもたちや高齢者が地域で安心して暮らすことが出来るよう、市民一人ひとりの交通安全や防犯意識を高め、地域での見守りのシステムを確立していきます。また、地域での再犯防止のため、社会を明るくする運動を通じて、市民に対し更生保護活動の普及啓発を実施します。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- 地域の子どもたちに関心を持ち、見守りをしましょう。
- 地域で困りごとを抱えている方に声を掛けましょう。
- 犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力しましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 地域の皆さんと一緒に、地域の見守り体制を構築します。
- 外出に困りごとを抱えている人を支援します。

【主な取組事業】

地域福祉見守りネットワーク事業（配食、見舞品、見守り員支援）、同行援護事業
【市受託事業】移動支援事業

【行政が取り組むこと】

- 地域包括支援センターや事業所等と協力し、地域での見守り・支援を進めます。
- 公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。
- 高齢者や障がい者などの買い物や通院等の外出支援を行います。
- 青少年の非行を防止し健全な育成を図るため、学校や警察などと連携し青少年を見守ります。
- 保護司会や更生保護女性会等と連携し、犯罪や非行をした人の更生を支援します。

【主な取組事業】

社会を明るくする運動【社会福祉課】

手話通訳者派遣、重度心身障害者タクシー・バス・鉄道利用料金の助成【障がい福祉課】

福祉車両貸し出し、75歳以上の人にタクシー・バス・鉄道利用料金の助成【長寿介護課】

安心安全見守りネットワーク事業、赤ちゃん休憩室【福祉子ども相談センター】

消費生活相談【市民課】

防犯パトロール講習会、市民による防犯パトロールへの支援、防犯教室等の実施、防災教室、振り込め詐欺についての注意喚起、防犯灯の修繕・新設・LED化【危機管理課】

青少年育成会、青少年問題協議会、地域学校協働本部の活動【生涯学習課】

公共施設のトイレの洋式化【企画課】

2 生きがいづくり健康づくりの促進

【現状と課題】

市内には、子ども食堂、おもちゃ図書館、居場所、高齢者の体操教室、地区サロンなど地域住民の運営による集いの場が多数あります。しかし、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、各団体とも活動の中止や縮小などにより本来の活動を継続することが難しい状況にあり、活動の継続に苦慮しています。

外出の機会の減少により、身体を動かす機会が減ると、認知機能や身体機能が低下し、心身の健康状態の低下が懸念されています。誰もが地域や社会と関わりを持ちながら、生きがいと役割をもって生活できるよう、活躍の場を確保し、生活できるよう支援していくことが必要です。

【施策の方向性】

あらゆる世代が地域や社会と関わりを持ち、支えたり支えられたりしながら、地域で生きがいと役割をもって活躍できるよう、感染症対策を実施しながら世代や属性を超えて交流できる集いの場を創出していきます。また、医師会をはじめ関係機関と協力しながら、地域資源を活かした健康づくりを促進し、健康寿命の延伸に努めていきます。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- いきいきサロンや居場所づくりなど外出の機会を多く持ち、社会参加しましょう。
- 自分の健康に関心を持ち、健診を受け健康づくりに努めましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 地域の活動や市民団体等への参加を促します。
- 地域での集いの場の創出を行います。
- 子どもや子育て世代の集いの場の創出を行います。

【主な取組事業】

いきいきサロン事業、居場所づくり事業、子育て支援事業（おもちゃ図書館運営事業、こども食堂支援事業、多世代交流事業、発達障がい児支援事業）、社会福祉団体育成事業（シニアクラブ）

【行政が取り組むこと】

- ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 地域住民どうしの社会参加を進める取り組みを推進します。
- 医師会をはじめ関係機関と協力・連携して、救急医療体制、災害時の救護体制の充実を図ります。

【主な取組事業】

シルバー人材センター補助金【長寿介護課】

生涯学習きっかけづくり塾、シニアクラブ活動補助金【生涯学習課】

健康相談、健康教育、健診、妊婦健診・乳幼児健診、がん検診、歯周病検診、地区健康講座、田方救急医療協議会の休日診療【健康づくり課】

こども医療費助成、未熟児養育医療費助成【市民課】

特定健診、後期高齢者被保険者健診【国保年金課】

介護予防・生活支援サービス事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業【福祉こども相談センター】

3 災害に備えた地域づくり

【現状と課題】

まちづくり市民アンケートでは、地域に住む人どうしが助け合い、支え合える地域をつくるための地域の取り組みとして「災害等に備えた地域での協力体制（45.1%）」を挙げた方が、半数近くいました。令和元年の台風19号は、市内でも大きな被害受け、その後も令和3年の熱海の土石流災害、令和4年の静岡市での台風15号による被災など、災害が身近な場所で発生し市民一人ひとりの災害に対する備えや意識も変化しています。

しかし、地域コミュニティの希薄化やコロナ禍で活動が制限されていることもあり、地域防災訓練の参加者は減少しています。地域の防災力を発揮するためには一人ひとりの防災意識を高めていくことが必要です。

また、災害時の避難に支援が必要な避難行動要配慮者を適切に把握し、地域と情報共有しながら、具体的な個別避難計画を策定し、要支援者を含めた避難訓練を実施していく必要があります。

【施策の方向性】

地域住民の防災意識を高め、地域の助け合いによる避難支援体制を整備します。また、災害時には、被災者のニーズに沿った支援を行い、地域がいち早い復興を図れるよう、災害ボラン

ティアセンターの運営体制を充実させます。

【市民・地域の皆さんにお願いしたいこと】

- 災害時の対応方法について普段から確認しておきましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ご近所どうし普段から声を掛け合い災害時に助けを必要とする人を把握しましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 災害ボランティアセンターの運営体制を充実強化します。
- 災害に備えた啓発と人材育成を行います。

【主な取組事業】

災害ボランティアセンター事業（災害ボランティアコーディネーター養成講座、災害ボランティア活動用資機材整備事業、災害ボランティアセンター運営訓練、サテライト拠点整備）、赤十字奉仕団への支援

【行政が取り組むこと】

- 災害時避難行動要支援者名簿や個別避難計画を整備します。
- 災害時要配慮者の避難先を確保するため、福祉避難所の拡充をします。
- 地域住民の助け合いによる避難支援体制を整備します。

【主な取組事業】

要支援者個別避難計画・要援護者名簿の作成及び関係者との情報共有【社会福祉課】

自主防災組織への支援（資機材費、組織運営費助成）【危機管理課】

自治会や施設と協力し要支援者を対象とした避難訓練の実施【危機管理課、社会福祉課、長寿介護課】

福祉避難所の拡充【危機管理課、社会福祉課、長寿介護課、障がい福祉課】

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

本計画の目指す地域共生社会を実現するためには、市民をはじめ、地域や事業者、地域の各種福祉団体、社会福祉協議会、行政等、計画に関わるすべての人が計画の理念とその役割を認識し、一体となって積極的に連携を図り、計画を推進していくことが重要です。

地域福祉活動の主役は、地域で生活をしている市民です。市民一人ひとりが、地域や福祉に対する関心を持ち、担い手として地域福祉活動に積極的に参加し、人と人とのつながりを強めていくことが重要です。市民が地域の困り事を「我が事」として捉え、地域課題の解決に向けて、自分から出来ることから動き出すことが期待されます。

また、地域で活動する各種団体、事業者等は、それぞれの専門に基づく役割を果たしながら、互いに交流・連携して、ネットワーク化を図り、地域課題を解決するための取り組みが期待されます。

社会福祉協議会は、地域活動の推進を図る上で大きな役割を担っています。行政と協働して本計画の推進を図るとともに、市民や各種団体・組織との調整役としての中心的役割を担うことが期待されます。地域福祉活動を行う市民と福祉関係者と連携を深め、地域活動を実践する人を支援するとともに、地域資源を活用した地域コミュニティづくりを進めるなど、地域福祉の先導役を果たすことが期待されます。

市は、市民の福祉向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。広報紙やホームページ等を通じて計画の内容について広く周知を図るとともに、福祉、健康、教育、防災など関係部局との積極的な連携体制を整え、全庁的に施策の推進を図ります。また、関連する福祉の分野別計画の着実な実施に努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく行政施策の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、関連する個別計画における施策・事業の評価・検証を行い、適宜改善に努めます。評価・検証は「PDCAサイクル」に基づいて行い、定期的・継続的に改善しながら計画を進めていきます。

第6章 関連資料

1. 策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

No.	所 属	氏 名
1	伊豆の国市区連合会	水田 博巳
2	伊豆の国市民生委員児童委員協議会	室伏 美登里
3	伊豆の国市老人クラブ連合会	海瀬 常明
4	伊豆の国市ボランティア連絡会	荻田 和代
5	伊豆の国市地域自立支援協議会	水野 文香
6	社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会	河野 真人
7	長岡地域包括支援センター	中野 貴子
8	伊豆の国市・函南町介護支援専門員連絡協議会	西川 聡一
9	市民公募委員	藤原 潤
10	市民公募委員	小池 奈津子
11	伊豆の国市社会教育委員	山田 芳治
12	伊豆の国市校長園長会	鈴木 勝也

2. 市内集いの場一覧(地区サロン、居場所、子ども食堂、体操教室など)

(令和5年3月1日時点)

【伊豆長岡地区】

形態	地区名	名称	開催日	開催時間	会場
サロン	千代田	千代田サロン	第2土	13:00~16:00	千代田公民館
サロン	鳥打	鳥打いきいきサロン	第3火	13:30~15:00	鳥打公民館
サロン	長瀬	長瀬いきいきサロン	最終水	9:30~11:30	龍泉寺
サロン	町屋	いちごサロン	第2月	9:30~11:30	町屋公民館
サロン	仲之台	仲之台仲よしサロン	第3火	9:30~11:30	仲之台公民館
サロン	谷戸	谷戸ふれあいサロン	第3木	9:30~11:30	谷戸コミュニティセンター
サロン	大北	大北サロン	第2月	9:30~11:30	大北公民館
サロン	富士見	富士見サロン	第1木	9:30~11:30	富士見公民館
サロン	小坂	みかんこサロン	第2火	13:30~15:30	小坂公民館
居場所	千代田	笑顔の食材市 元気な千代田	毎週火	11:00~11:30	千代田区内
居場所	長岡	赤とんぼ(休止中)	第2日	13:00~15:00	旧南山荘
子ども食堂	天野	なかよし子供食堂	第3土	11:30~13:00	天野公民館
体操教室	古奈	やすらぎ体操教室	第2・4木	13:00~14:30	高齢者健康会館 やすらぎの家
			第1・3金		
体操教室	長岡	湯らつくす足湯教室	第2・4火	9:30~11:00	長岡区民館
体操教室	天野	天野体操教室	第2・4火	9:30~11:00	天野・老人憩の家
体操教室	小坂	小坂体操クラブ	第2・4木	9:30~11:00	小坂・老人憩の家
体操教室	仲之台	仲之台体操教室	第1・3金	13:30~15:00	仲之台公民館
体操教室	鳥打	鳥打体操教室	第2・4月	13:30~15:00	鳥打公民館
体操教室	千代田	千代田体操教室	第1・3火	13:30~15:00	千代田公民館

【葦山地区】

形態	地区名	名称	開催日	開催時間	会場
サロン	金谷	金谷いきいきサロン	第1月	13:00~15:00	金谷研修センター
サロン	寺家	寺家サロン	任意	9:00~12:00	寺家公民館
サロン	多田	多田区いきいきサロン	第4金	13:00~14:30	多田区公民館
サロン	土手和田	ワイワイどてわだ	第2土	13:00~15:00	松波公民館
サロン	中・内中	中・内中いきいきサロン	第3火	10:30~12:30	中区公民館
サロン	中條	中條いきいきサロン	任意	10:00~13:00	中條区公民館
サロン	奈古谷	奈古谷いきいきサロン	土曜日	9:30~12:00	奈古谷生涯学習センター
サロン	南條	南條地域サロン	任意	10:00~12:00	南條区民ホール
サロン	山木	山木生きいきサロン	第3土	13:00~14:30	山木産業会館
サロン	四日町	四日町いきいきサロン	任意	10:00~12:00	四日町公民館
サロン	高原	高原いきいきサロン	任意	13:00~15:00	高原公民館
サロン	長崎	長崎いきいきサロン	第3木	13:30~15:00	長崎公民館
サロン	立花台	エバーグリーン	日曜日	13:30~15:00	立花台公民館
サロン	原木	原木いきいきサロン	任意	9:30~11:00	原木公民館
居場所	多田	わいわい亭	任意	13:30~16:00	多田区公民館
居場所	寺家	葦山洋ラン園 オーキッド・スギヤマ	常時開催	開店時間	店舗(寺家334-1)
居場所	四日町	居場所ほっと・にら	第3火	10:00~11:30	葦山福祉・保健センター
居場所	原木	地域カフェ 茶の間	毎週日	10:00~12:00	ひなたぼっこ デイサービスセンター
こども食堂	四日町	いずのんこども食堂	第2・4土	10:00~12:00	葦山福祉・保健センター
体操教室	寺家	温泉交流館体操教室	第2・4水	13:15~14:45	高齢者温泉交流館 (旧めおと湯の館)
			第1・3木	10:30~12:00	
体操教室	小松ヶ原	小松ヶ原健康体操教室	金	10:30~11:30	小松ヶ原コミュニティー室
体操教室	四日町	四日町体操教室	第2・4金	9:30~11:00	四日町公民館
体操教室	立花台	立花台体操教室	第1・3月	9:30~11:00	立花台公民館
体操教室	土手和田	土手和田体操教室	第2・4月	9:30~11:00	松並公民館
体操教室	山木	山木体操教室	第1・3火	9:30~11:00	山木産業会館
体操教室	四日町	葦山保健センター体操教室	第1・3金	9:30~11:00	葦山福祉・保健センター
体操教室	みどり	みどり区楽だら体操教室	第2・4水	9:40~11:10	みどり区自治会館
体操教室	原木	原木体操教室	水	9:30~11:00	原木公民館
体操教室				13:30~15:00	
体操教室	多田	多田体操教室	月	13:00~	多田公民館
体操教室	中條	中條体操教室	第2・4木	13:30~15:00	中條公民館
体操教室	南條	南條体操教室	第2・4火	13:30~15:00	南條区民ホール
体操教室	寺家	寺家体操教室	第1・3水	13:30~15:00	寺家公民館
体操教室	中條	共和らくだら体操教室	第1・3木	13:30~15:00	中区公民館

【大仁地区】

形態	地区名	名称	開催日	開催時間	会場
サロン	中島	いきいきサロン中島	第2月	10:00~12:00	中島防災センター
サロン	守木	守木いきいきサロン	第3木	9:30~11:00	守木公民館
サロン	三福	三福いきいきサロン	第3月	9:30~11:00	三福公民館
サロン	立花	ふらっと	第3火	13:00~15:00	立花公民館
居場所	大仁	石井米店	常時開催	開店時間	店舗(大仁469)
居場所	大仁	まちすけ	常時開催	10:00~16:00	店舗(大仁597-2)
居場所	大仁	くっちゃべり処 雑貨 よろづや	平日開催	10:00~15:00	大仁区個人宅
居場所	三福	ぶら~っと三福	第3月	午後	三福公民館
こども食堂	三福	子供・ジージ・バーバ食堂	第1水	16:00~18:00	三福公民館
体操教室	大仁	水晶苑体操教室	第1・3	10:30~12:00	老人憩いの家水晶苑
			火・金	13:00~14:30	
体操教室	立花	立花体操教室	木	9:30~11:00	立花公民館
体操教室	田京	田京元気クラブ	第2・4火	9:30~11:00	田京・老人憩の家
体操教室	田京	さわやか体操教室	第1・3水	9:30~11:00	大仁体育館
体操教室	守木	守木体操教室	第1・3金	9:30~11:00	守木公民館
体操教室	星和	星和体操教室	第2・4金	9:30~11:00	星和区公民館
体操教室	三福	三福楽だら教室	第2・4金	9:30~11:00	三福公民館
体操教室	浮橋	浮橋体操教室	金	10:00~11:30	浮橋公民館
体操教室	吉田	吉田体操教室	第2・4火	13:00~14:30	吉田観音堂
体操教室	神島	神島楽だら体操教室	第1・3月	13:00~14:30	神島集会センター
体操教室	宗光寺	宗光寺体操教室(休止中)	第1・3木	9:30~11:00	宗光寺公民館
体操教室	御門	御門体操教室(休止中)	第1・3火	13:30~15:00	御門防災センター

3. 用語解説

分類	用語	内容
あ	アウトリーチ	問題を抱えた人が生活している地域や生活空間に出向き、相談援助というサービスを提供すること。
	居場所	誰でも自由に過ごせる場所で「社会参加」の場として広まりつつある。散歩がてらに気軽に立ち寄って何気ないおしゃべりをしたり、悩みを分かち合ったり、お年寄りが孤立せず、生きがいを感じることでできる場所でもある。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。
	SDGs	持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
か	協働 <small>きょうどう</small>	住民、公益活動団体、事業者、行政等異なる主体が、それぞれの強みや機能を生かしながら、対等の立場で協力し合うこと。
	ゲートキーパー	地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。
	地域子育て支援センター	市が設置し、子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどの育成・支援、地域の保育資源の情報提供など、子育て家庭に対する育児支援を行なう。
	個別避難計画	要援護者に対して災害時の「避難支援者」や「避難場所」、その他「避難支援の留意点」など、避難支援等に必要な事項を個別に策定し、市町村や避難支援者関係者間で共有するもの。
さ	災害時要配慮者	災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などが挙げられている。
	災害ボランティアコーディネーター	災害が発生した時、被災して支援を求める人と、被災者を支援しようとするボランティアを迅速かつ適切につなぐ役割、調整役のボランティアのこと。
	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識・連帯感に基づき、主に自治会・町内会等を単位として、自主的に結成する防災組織。

	社会福祉協議会 (社協)	地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織・活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持った民間非営利組織。社会福祉法第109条に、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されている。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
	重層的支援体制整備事業	市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設するもの。
	生活困窮者自立支援	様々な理由により経済的に困窮している人(生活困窮者)を支援する制度。自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援など、生活困窮者の状況に応じて必要な自立支援を行う。
	成年後見制度	判断能力が精神上の障がい(例えば、認知症や知的障がい等)により不十分な場合に本人を法律的に保護し、支えるための制度。
た	ダブルケア	出産後から数年間の手がかかる育児期間と、高齢になった親の身体機能や認知機能低下により手助けが必要になる介護期間が重なること。 また、育児と介護の期間が重なることだけでなく、両親が2人同時期に介護が必要な状態になることや、親と配偶者が同時期に介護を必要とすることもダブルケアと言う。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括ケアシステム	高齢者や要支援者が、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう「介護・予防・医療・生活支援・住まい」のサービスを一体的に提供していく仕組み。
	地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核的機関。主に介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントの機能を持つ。
	DV	ドメスティック・バイオレンスの略称で、夫婦・恋人の間に起こる身体的・精神的・経済的な内容を含めた暴力を意味する。

な	ノーマライゼーション	高齢者や障がいのある人など社会の中で弱い立場の人が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整備するべきであり、また共に生きることが本来の姿であるとの考え。
は	8050問題	引きこもりの若者がそのまま中年になっても親の支えで生活を続けているうちに親も高齢となり、収入や介護などで親子ともに生活が困難になることが多く、社会問題となっている。 80代の親と50代の子の親子関係での問題が深刻化してくることから、8050問題と呼ばれている。
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人の生活や諸活動に不便な障壁(バリア)を取り除くこと。段差等の物理的障がいのほか、障がいのある人の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障がい除去すること。
	ファミリーサポートセンター	地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う組織。
	福祉教育	誰もが安心して幸せに生きる福祉社会を作るために、福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、更に自ら参加実践することによって心豊かな人間形成を図るとともに、福祉問題を解決する力を身に付ける教育のこと。
	福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がいのある人・妊産婦等、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
	ポートフォリオ分析	顧客満足度調査等で用いられる分析手法のひとつ。製品・サービスにおける「満足度」と「重要度」を二次元のグラフで表す4つのエリアに、各項目をマッピングすることで、優先的に改善すべき項目を抽出する。
ま	民生委員児童委員	民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員を兼務。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市や市社会福祉協議会への協力を行う委員。
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、性別、年齢、言語の違い等に合わせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等の設計(デザイン)。
	要支援・要介護認定者	介護保険サービスを受ける際に、その人がどの程度の状態なのかを判定するもの。要支援は2段階、要介護は5段階あり、各段階によって受けられるサービスや負担利用料の上限が変わる。

第4次伊豆の国市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月 令和5年3月
発行・編集 伊豆の国市
社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会

伊豆の国市 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課
〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京299-6
Tel : 0558-76-8036 / Fax : 0558-76-8029

社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会
〒410-2123 静岡県伊豆の国市四日町302-1
Tel : 055-949-5818 / Fax : 055-949-2540
